

令和6年度 介護サービス事業者実地指導提出資料

自主点検表 1 1 看護小規模多機能型居宅介護

事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	
開設法人の名称	
開設法人の代表者名	
管理者名	
記入者名	
連絡先	電話： FAX： Eメール：
記入年月日	令和 年 月 日

R6. 6. 1 版

自主点検表記入要領

- (1) 「点検のポイント」欄により、点検内容を確認し、「点検結果」欄の該当する回答項目を○で囲んでください。
- (2) 「いる・いない」等の判定について該当する項目がない場合は、選択肢に二重線を引き「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。(判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。)

自主点検における留意事項

- (1) 毎年定期的を実施し、項目ごとの基準を確認してください。
- (2) 事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

根拠法令・参考資料の名称

この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、次のとおりです。

文中の略称	名 称
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
条例	久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年3月26日条例第9号）
平18-0331004	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号老振発第0331004号老老発第0331004号）
平18厚告126	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
平27厚告94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）
平27厚告95	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
平18-0331005	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号）
平17厚労告419	居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）
平12厚告27	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生労働省告示第27号）

自主点検表目次

項目	内容	ページ
第1	一般原則	6
第2	基本方針	6
第3	人員にかかる基準	6
	(用語の定義)	6
1	サテライト事業所の実施要件	7
2	従業員の員数	7
3	従業員の員数(サテライト事業所)	10
4	管理者	11
5	管理者(サテライト事業所)	11
6	代表者	12
第4	設備に関する基準	12
1	登録定員及び利用定員	12
2	設備及び備品等	13
第5	運営に関する基準	14
1	内容並びに手続きの説明及び同意	15
2	提供拒否の禁止	15
3	サービス提供困難時の対応	16
4	受給資格等の確認	16
5	要介護認定等の申請に係る援助	16
6	心身の状況等の把握	16
7	居宅サービス事業者等との連携	16
8	職務を証する書類の携行	16
9	サービスの提供の記録	17
10	利用料等の受領	17
11	保険給付の請求のための証明書の交付	18
12	指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	19
13	指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	19
14	身体的拘束等の禁止	20
15	主治の医師との関係	21
16	居宅サービス計画の作成	21
17	法定代理受領サービスに係る報告	22
18	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	22
19	看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成	22
20	介護等	23
21	社会生活上の便宜の提供等	23
22	利用者に関する市への通知	24
23	緊急時等の対応	24
24	管理者の責務	24
25	運営規程	24
26	勤務体制の確保	25
27	業務継続計画の策定等	27

項目	内容	ページ
28	定員の遵守	28
29	非常災害対策	28
30	協力医療機関等	29
31	衛生管理等	29
32	掲示	30
33	秘密保持等	31
34	広告	31
35	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	31
36	苦情処理	31
37	調査への協力等	32
38	地域との連携等	32
39	居住機能を担う併設施設等への入居	34
40	事故発生時の対応	34
41	虐待の防止	35
42	会計の区分	36
43	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する 方策を検討するための委員会の設置	37
44	記録の整備	37
第6	変更の届出等	38
1	変更の届出等	39
第7	介護給付費の算定及び扱い	39
1	基本報酬の算定	39
2	身体拘束廃止未実施減算	40
3	高齢者虐待防止措置未実施減算	41
4	業務継続計画未策定減算	41
5	サービス提供が過小である場合の減算	42
6	人員基準欠如減算・定員超過利用	42
7	サテライト体制未整備減算	43
8	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	44
9	中山間地域等における小規模事業所加算	44
10	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	44
11	サービス種類の相互算定関係	44
12	訪問看護体制減算	45
13	末期の悪性腫瘍及び特別の指示による頻回に医療保険の訪問看護が行われ る場合の減算	45
14	初期加算	46
15	認知症加算	46
16	認知症行動・心理症状緊急対応加算	47
17	若年性認知症利用者受入加算	48
18	栄養アセスメント加算	48
19	栄養改善加算	49
20	口腔・栄養スクリーニング加算	50
21	口腔機能向上加算	52
22	退院時共同指導加算	54

項目	内容	ページ
23	緊急時対応加算	55
24	特別管理加算	55
25	専門管理加算	56
26	ターミナルケア加算	58
27	遠隔死亡診断補助加算	59
28	看護体制強化加算	59
29	訪問体制強化加算	60
30	総合マネジメント体制強化加算	61
31	褥瘡マネジメント加算	62
32	排せつ支援加算	64
33	科学的介護推進体制加算	66
34	生産性向上推進体制加算	67
35	サービス提供体制強化加算	69
36	介護職員等処遇改善加算	71
第8	その他	79
1	介護サービス情報の公表	79
2	法令遵守等の業務管理体制の整備	79

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
第1 一般原則			
1 一般原則	<p>① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。</p> <p>② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。</p> <p>③ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。</p> <p>④ 指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。※「科学的介護情報システム」(LIFE)の活用</p> <p>⑤ 法人の役員や事業所の従業者が暴力団員又は久喜市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者になっていませんか。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いない いる</p>	<p>条例第3条第1項</p> <p>条例第3条第2項</p> <p>条例第3条第3項</p> <p>条例第3条第4項</p> <p>条例第3条第5項第2号</p>
第2 基本方針			
1 基本方針	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護の事業は、指定居宅サービス等基準に規定する訪問看護の基本方針及び小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものとなっていますか。</p> <p>ア 訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>イ 小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>条例第191条</p>
第3 人員に関する基準			
(用語の定義)	<p>※ 「常勤」とは 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。)の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第2号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。</p>		<p>平18-0331004 第2の2(3)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 「専ら従事する・専ら提供に当たる」とは 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p>		平 18-0331004 第 2 の 2 (4)
	<p>※ 「常勤換算方法」とは 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（3 2 時間を下回る場合は3 2 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものです。</p> <p>ただし、母性健康管理措置又は育児・介護休業法に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている場合、3 0 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うことを可能とします。</p>		平 18-0331004 第 2 の 2 (1)
1 サテライト事業所の実施要件	<p>① サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有するものとなっていますか。</p> <p>※ この場合、指定看護小規模多機能型居宅介護以外の事業の経験についても当該経験に算入できることに留意してください。また、「3年以上の経験」については、当該指定日において満たしている必要があり、休止等、事業を運営していない期間は除いて計算してください。</p> <p>② サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は、本体事業所（指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、緊急時訪問看護加算の届出をしており適切な看護サービスを提供できる当該事業所に対する支援機能を有する事業所をいう。）を有する必要がありますが、ここでいう「支援機能を有する事業所」については、当該本体事業所が次のいずれかに該当するものとなっていますか。</p> <p>ア 事業開始以降1年以上の本体事業所としての実績を有すること イ 当該本体事業所の登録者数が、当該本体事業所において定められた登録定員の100分の70を超えたことがあること</p> <p>③ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ、運営するものであるため、次に掲げる要件をいずれも満たしていますか。</p> <p>ア 本体事業所とサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること イ 1の本体事業所に係るサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の数は2箇所までとし、またサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所1箇所及びサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所1箇所を合わせ2箇所までとするものであること</p> <p>※ 本体事業所とサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は、同一の日常生活圏内に所在することが望ましいですが、隣接する市町村における指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とすることも差し支えないものです。</p>	<p>いる いない 該当なし</p> <p>いる いない 該当なし</p> <p>いる いない いる いない</p> <p>いる いない 該当なし</p> <p>いる いない いる いない</p>	<p>平 18-0331004 第 3 の 八 の 2 (1) ① イ</p> <p>平 18-0331004 第 3 の 八 の 2 (1) ① ロ</p> <p>平 18-0331004 第 3 の 八 の 2 (1) ① ハ</p> <p>平 18-0331004 第 3 の 八 の 2 (1) ① ニ</p>
2 従業者の員数	<p>① 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第 192 条 第 1 項</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 看護小規模多機能型居宅介護従業者については、介護福祉士や訪問介護員の資格等は必ずしも必要としませんが、介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とします。なお、これ以外の看護小規模多機能型居宅介護従業者であっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図るものとします。</p>		平 18-0331004 第3の八の2(1)② イ
	<p>② 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の提供に当たる者を2以上としていますか。</p>	いる いない	条例第 192 条 第 1 項
	<p>※ 訪問サービスにおいて、本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所にかかるサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びにサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る本体事業所、当該本体事業所に係る他のサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含みます。</p>		
	<p>③ 夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）に当たる者を1以上としていますか。</p>	いる いない	条例第 192 条 第 1 項
	<p>④ 宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上としていますか。</p>	いる いない	条例第 192 条 第 1 項
	<p>※ 利用者の数は、前年度の平均値とします。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によります。</p>		条例第 192 条 第 2 項
	<p>※ 夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外の指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な看護小規模多機能型居宅介護従業者及び宿直勤務又夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な看護小規模多機能型居宅介護従業者を確保するものとします。</p> <p>例えば、通いサービスの利用定員を15名とし、日中の勤務時間帯を午前6時から午後9時までの15時間、常勤の職員の勤務時間を8時間とした場合、常勤換算方法で通いの利用者3人に対して1名の看護小規模多機能型居宅介護従業者を配置すればよいことから、通いの利用者が15名の場合、日中の常勤の看護小規模多機能型居宅介護従業者は5名となり、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されていることが必要です。それに加え、日中については、常勤換算方法で2名以上に訪問サービスの提供を行わせ、夜間については、夜勤1名＋宿直1名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要な看護小規模多機能型居宅介護従業者を、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所全体として確保することが必要となります。</p> <p>具体的には、通いサービスに要する時間（延べ40時間）、日中の訪問サービスに要する時間（8時間×2人＝延べ16時間）、夜勤及び宿直職員の勤務時間を合計した指定看護小規模多機能型居宅介護において必要となる延べサービス時間を確保することができるよう、有給休暇、研修時間、常勤・非常勤の別、サービス提供のあり方など、各事業所で定める諸条件を踏まえた上で、実際に配置しなければならない職員数を確保することが必要です。</p> <p>夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」（昭和49年8月20日社施第160号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）に準じて適切に行ってください。</p> <p>なお、日中であれば通いサービスを行うために3：1以上、訪問サービスを行うために2以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している看護小規模多機能型居宅介護従業者全体で通いサービス及び訪問サービスを行うこととなるものです。</p>		平 18-0331004 第3の八の2(1)② ロ
	<p>※ 日々の通いサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要がありますが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用者に何らかの形で関わることのできるような職員配置に努めるものとします。</p>		平 18-0331004 第3の八の2(1)② ハ

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	※ 訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所から離れた特別養護老人ホーム等の職員が行う形態は認められません。特別養護老人ホーム等における職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に勤務し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行うことは差し支えありません。		平 18-0331004 第 3 の 8 の 2 (1) ② 二
	⑤ 看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち 1 以上の者は、常勤の保健師又は看護師となっていますか。	いる いない	条例第 192 条 第 3 項
	⑥ 看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で 2.5 以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）となっていますか。	いる いない	条例第 192 条 第 4 項
	※ 看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち常勤換算方法で 2.5 以上の者は、看護職員（保健師、看護師又は准看護師）でなければならないこととされており、うち 1 以上は常勤の保健師又は看護師とするものです。		平 18-0331004 第 3 の 8 の 2 (1) ② ホ
	⑦ 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1 以上の者は、看護職員となっていますか。	いる いない	条例第 192 条 第 5 項
	※ 看護職員である看護小規模多機能型居宅介護従業者は、日中の通いサービスと訪問サービスを行う各サービスで 1 名以上必要であり、常勤を要件としていませんが、日中のサービス提供時間帯を通じて必要な看護サービスが提供される職員配置としてください。		平 18-0331004 第 3 の 8 の 2 (1) ② へ
	⑧ 宿泊サービスの利用者が一人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤 1 名と宿直 1 名の計 2 名を配置していますか。	いる いない	平 18-0331004 第 3 の 8 の 2 (1) ② ト
	※ この場合、必ずしもいずれか 1 名以上が看護職員である必要はありませんが、電話等による連絡体制は確保してください。		
	※ 宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができます。		条例第 192 条 第 6 項
	※ 宿泊サービスとは、登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいいます。 本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含みます。		
	⑨ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、従業者が当該施設等の職務に従事する場合は、人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いていますか。 ア 指定認知症対応型共同生活介護事業所 イ 指定地域密着型特定施設 ウ 指定地域密着型介護老人福祉施設 エ 介護医療院	いる いない	条例第 192 条 第 7 項
	⑩ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いていますか。	いる いない	条例第 192 条 第 11 項
	※ ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する⑨に掲げる施設等の職務に従事することができます。		
	※ 介護支援専門員は利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものです。また、非常勤でも差し支えありません。		平 18-0331004 第 3 の 8 の 2 (1) ③ ロ
	※ 介護支援専門員は、基本的には、下記に掲げる事項に従事するものです。 ア 登録者の看護小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成 イ 法定代理受領の要件である看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行 ウ 看護小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「看護小規模多機能型居宅介護計画」の作成の業務		平 18-0331004 第 3 の 8 の 2 (1) ③ ハ

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	⑪ 介護支援専門員は、指定地域密着型サービス基準第171条第12項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了していますか。	いる いない	条例第192条第12項
	※ 当該研修は具体的には「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を指すものです。		平18-0331004第3の八の2(1)③イ
	⑫ 指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができます。	いる いない 該当なし	条例第192条第14項
3 従業者の員数 (サテライト事業所)	① サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができます。	いる いない 該当なし	条例第192条第8項
	※ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、訪問サービスを行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を常勤換算方法で2以上ではなく、2名以上配置することで足りることとしています。なお、本体事業所とサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所における訪問サービスは一体的に提供することが可能であり、本体事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者はサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対し、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者は本体事業所及び当該本体事業所に係る他のサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくはサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対し、それぞれ訪問サービスを提供できるものです。		平18-0331004第3の八の2(1)②二
	② サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができます。	いる いない 該当なし	条例第192条第9項
	③ サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上としていますか。	いる いない 該当なし	条例第192条第10項
	※ 本体事業所の看護職員は適切にサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者を支援するものとします。		平18-0331004第3の八の2(1)②ホ
	④ サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する「研修修了者」を置くことができます。	いる いない 該当なし	条例第192条第13項
	⑤ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所における看護職員については、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所が指定訪問看護事業所としての指定を受けている場合であって、次の要件を満たす場合に限り、指定訪問看護事業所として一体的な届出として認められるものとします。	いる いない 該当なし	平18-0331004第3の八の2(1)②又
	ア 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること	いる いない	
	イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること	いる いない	
	ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること	いる いない	
	エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること	いる いない	
	オ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること	いる いない	

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>しかしながら、指定看護小規模多機能型居宅介護は療養上の管理の下で妥当適切に行うものであり、例えば、指定看護小規模多機能型居宅介護において看護サービスが必要な利用者がいるにも関わらず、看護職員が指定訪問看護にのみ従事することは適切ではありません。</p> <p>なお、指定看護小規模多機能型居宅介護と指定訪問看護を同一の拠点で行う場合であっても、一体的に運営されておらず、完全に体制を分離して行う場合にあっては、独立して基準を満たす必要があるので留意してください。また、本体事業所が指定訪問看護事業所と一体的に運営されていない場合には、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所から指定訪問看護を行うことはできないものですが、本体事業所が指定訪問看護事業所を一体的に運営している場合には、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所を指定訪問看護事業所の出張所としての指定を受けることは差し支えありません。</p>		
4 管理者	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p>② 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がない場合には、他の職務を兼ねていますか。</p> <p>ア 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者としての職務に従事する場合</p> <p>イ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）</p> <p>③ 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者となっていますか。</p> <p>④ 管理者は、指定地域密着型サービス基準第172条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師となっていますか。</p> <p>※ 当該研修は具体的には「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものです。</p> <p>※ 管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えありません。</p> <p>⑤ 保健師及び看護師については、管理者としてふさわしいと認められるものであって、保健師助産師看護師法第14条第3項の規定により保健師又は看護師の業務の提示を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しないものとなっていますか。</p> <p>⑥ 保健師及び看護師については、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者となっていますか。</p> <p>※ さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましいです。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない 該当なし</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>条例第 193 条 第 1 項</p> <p>平 18-0331004 第 3 の 八 の 2 (2) ①</p> <p>条例第 193 条 第 3 項</p> <p>平 18-0331004 第 3 の 八 の 2 (2) ②</p> <p>平 18-0331004 第 3 の 八 の 2 (2) ④</p> <p>平 18-0331004 第 3 の 八 の 2 (2) ⑤</p>
5 管理者（サテライト事業所）	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てていますか。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>条例第 193 条 第 2 項</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
6 代表者	① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者となっていますか。	いる いない	条例第 194 条 第 1 項
	② 代表者は、指定地域密着型サービス基準第 173 条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師となっていますか。	いる いない	
	※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当しますが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えありません。したがって、指定複合型サービス事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得ます。なお、管理者とは、各事業所の責任者を指すものであり、各法人の代表者とは異なりますが、例えば、法人が 1 つの介護サービス事業所のみを運営している場合は、代表者と管理者が同一であることもあるものです。		平 18-0331004 第 3 の八の 2(3)①
	※ 代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、保健師若しくは看護師ではない当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えありません。なお、当該研修は具体的には「認知症対応型サービス事業開設者研修」を指すものです。		平 18-0331004 第 3 の八の 2(3)②
	※ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験とは、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員が訪問介護員等として認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、保健医療サービスや福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよく、一律の経験年数の制約は設けていません。なお、経験の有無については個々のケースごとに判断するものとします。		平 18-0331004 第 3 の八の 2(3)③
	③ 保健師及び看護師については、代表者としてふさわしいと認められるものであって、保健師助産師看護師法第 14 条第 3 項の規定により保健師又は看護師の業務の提示を命ぜられ、業務停止の期間終了後 2 年を経過しない者に該当しないものとなっていますか。	いる いない	平 18-0331004 第 3 の八の 2(3)④
	④ 保健師及び看護師については、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者となっていますか。 ※ さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましいです。	いる いない	平 18-0331004 第 3 の八の 2(3)⑤
第 4 設備に関する基準			
1 登録定員及び 利用定員	① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。）を 29 人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18 人）以下としていますか。	いる いない	条例第 195 条 第 1 項
	※ 指定看護小規模多機能型居宅介護においては、利用者と従業者のなじみの関係を築きながらサービスを提供する観点から、利用者は 1 か所の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に限って利用者登録を行うことができるものであり、複数の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用は認められないものです。		平 18-0331004 第 3 の八の 3(1)①
	② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの 1 日当たりの利用者の数の上限をいう。）を定めていますか。	いる いない	条例第 195 条 第 2 項

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】								
	<p>ア 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）まで</p> <table border="1" data-bbox="491 383 1043 562"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）まで</p> <p>※ 利用定員については、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において1日当たりの同時にサービスの提供を受ける者の上限を指すものであり、1日当たりの延べ人数ではないことに留意してください。なお、特に必要と認められる場合は、当該利用定員を超えるサービス提供も差し支えないこととされているので、指定看護小規模多機能型居宅介護が利用者の心身の状況に応じ、柔軟に通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせて提供されるものであることを踏まえ、適切なサービス提供を行ってください。</p> <p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設している有料老人ホームの入居者が指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することは可能です（ただし、特定施設入居者生活介護を受けている間は、介護報酬は算定できない。）が、養護老人ホームの入所者が指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することについては、養護老人ホームは措置費の下で施設サービスとして基礎的な生活支援が行われているところであり、養護老人ホームの入所者が指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することは想定していないものです。</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>平18-0331004 第3の八の3(1)②</p> <p>平18-0331004 第3の八の3(1)③</p>
登録定員	利用定員										
26人又は27人	16人										
28人	17人										
29人	18人										
2 設備及び備品等	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p>※ 原則として一の建物につき、一の事業所としますが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業員が当該既存施設に出向いて指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものです。</p> <p>※ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものです。</p> <p>② 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有していますか。</p> <p>※ 居間及び食堂は同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましいです。また、その広さについても原則として利用者及び看護小規模多機能型居宅介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとします。</p> <p>※ 通いサービスの利用定員について15人を超えて定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（1人当たり3㎡以上）を確保することが必要です。</p> <p>③ 1の宿泊室の定員は、1人となっていますか。</p> <p>※ ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができます。</p> <p>※ 民家等の既存施設を活用した効率的なサービス提供等を可能とする観点から、宿泊専用の個室がない場合であっても、宿泊室についてプライバシーが確保されたしつらえになっていれば差し支えありません。プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要がありますが、壁やふすまのような建具まで要するというものではありません。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められないものです。</p> <p>④ 1の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上となっていますか。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>条例第196条 第1項</p> <p>平18-0331004 第3の八の3(2)① (第3の二の二2(1)参照)</p> <p>(第3の二の二2(3)参照)</p> <p>条例第196条 第2項第1号</p> <p>平18-0331004 第3の八の3(2)② イ</p> <p>平18-0331004 第3の八の3(2)② ロ</p> <p>条例第196条 第2項第2号ア</p> <p>平18-0331004 第3の八の3(2)③ イ</p> <p>条例第196条 第2項第2号イ</p>								

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	※ ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4㎡以上とすることができます。		
	※ 利用者が泊まるスペースは、基本的に1人当たり7.43㎡程度あり、かつ、その構造がプライバシーが確保されたものであることが必要であることから、例えば、6畳間であれば、基本的に一人を宿泊させることとなります。ただし、利用者の希望等により、6畳間で一時的に2人を宿泊させるという状態があったとしても、そのことをもって直ちに基準違反となるものではないことに留意してください。		平18-0331004 第3の八の3(2)③ ロ
	※ 他の利用者が通らない宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えありません。		平18-0331004 第3の八の3(2)③ ニ
	⑤ 個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとしていますか。	いる いない	条例第196条 第2項第2号ウ
	※ その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければなりません。		
	※ プライバシーが確保された居間については、個室以外の宿泊室の面積に含めることができます。		条例第196条 第2項第2号エ
	※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができます。		条例第196条 第2項第2号オ
	⑥ 設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものとなっていますか。	いる いない	条例第196条 第3項
	※ ただし、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りではありません。		
	※ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間を指定看護小規模多機能型居宅介護の居間として共用することは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間は入居者の生活空間であることから、基本的に指定看護小規模多機能型居宅介護の居間との共用は認められないものです。 ただし、事業所が小規模である場合（指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員と指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が15名以下である場合）などで、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間として必要なものが確保されており、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の居間として機能を十分に発揮しうる適当な広さを有している場合は、共用としても差し支えありません。 また、指定看護小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練室及び食堂として共用することは認められませんが、介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは、事業所が小規模である場合（指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者との介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースの参加者の合計が少数である場合）などで、指定看護小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂として機能を十分に発揮しうる適当な広さが確保されており、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は差し支えありません。なお、浴室、トイレ等を共用することは差し支えありませんが、指定通所介護事業所等の浴室を活用する場合、当該指定通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないでください。		平18-0331004 第3の八の3(2)④
	⑦ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしていますか。	いる いない	条例第196条 第4項
	※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが必要です。		平18-0331004 第3の八の3(2)⑤ (第3の四の3(2) ⑤参照)

第5 運営に関する基準

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
1 内容及び手続きの説明及び同意	指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 9 条第 1 項準用)
	※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ア 運営規程の概要 イ 看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等		平 18-0331004 第 3 の八の 4 (9) (第 3 の一の 4 (2) ①準用)
	※ わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を受けることにつき同意を得なければならぬこととしたものです。なお、当該同意については、書面によって確認することが適当です。		
	※ 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができます。この場合において、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該文書を交付したものとみなします。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法		条例第 203 条 (条例第 9 条第 2 項準用)
	※ 利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければなりません。		条例第 203 条 (条例第 9 条第 3 項準用)
	※ 「電子情報処理組織」とは、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。		条例第 203 条 (条例第 9 条第 4 項準用)
	※ 電磁的方法で重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。 ア 電磁的方法のうち指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が使用するもの イ ファイルへの記録の方式		条例第 203 条 (条例第 9 条第 5 項準用)
	※ 承諾を得た指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び承諾をした場合は、この限りではありません。		条例第 203 条 (条例第 9 条第 6 項準用)
2 提供拒否の禁止	正当な理由なく指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を拒んでいませんか。	いない いる	条例第 203 条 (条例第 10 条準用)
	※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。		平 18-0331004 第 3 の八の 4 (9)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	※ 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次のとおりです。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し自ら適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することが困難な場合		(第3の一の4(3)準用)
3 サービス提供困難時の対応	通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	いる いない	条例第203条(条例第11条準用)
4 受給資格等の確認	① 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 ※ 指定看護小規模多機能型居宅介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないことを規定したものです。	いる いない	条例第203条(条例第12条第1項準用) 平18-0331004第3の八の4(9)(第3の一の4(5)①準用)
	② 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するよう努めていますか。	いる いない	条例第203条(条例第12条第2項準用)
5 要介護認定等の申請に係る援助	① 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	いる いない	条例第203条(条例第13条第1項準用)
	② 指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前に行われるよう、必要な援助を行っていますか。	いる いない	条例第203条(条例第13条第2項準用)
6 心身の状況等の把握	指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	いる いない	条例第203条(条例第87条準用)
	※ サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		平18-0331004第3の八の4(9)(第3の四の4(1)準用)
7 居宅サービス事業者等との連携	① 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる いない	条例第203条(条例第88条第1項準用)
	※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が登録者の居宅サービス計画を作成し、指定看護小規模多機能型居宅介護以外の指定居宅サービス等について給付管理を行うこととされていることから、利用者が利用する指定居宅サービス事業者とは連携を密にしておかなければならないとしたものです。		平18-0331004第3の八の4(9)(第3の四の4(2)準用)
	② 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めていますか。	いる いない	条例第203条(条例第88条第2項準用)
8 職務を証する書類の携行	③ 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる いない	条例第203条(条例第88条第3項準用)
	看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに職務を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ※ この証書等には、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の名称、当該訪問サービスの提供に当たる者の氏名を記載するものとし、当該訪問サービスの提供に当たる者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。		条例第203条(条例第89条準用) 平18-0331004第3の八の4(9)(第3の四の4(3)準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
9 サービスの提供の記録	① 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 20 条第 1 項準用)
	※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の提供日、サービス内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないことを規定したものです。		平 18-0331004 第 3 の八の 4 (9) (第 3 の一の 4 (12) ①準用)
	② 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 20 条第 2 項準用)
	※ 「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載する方法です。		平 18-0331004 第 3 の八の 4 (9) (第 3 の一の 4 (12) ②準用)
10 利用料等の受領	① 法定代理受領サービスに該当する指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 90 条第 1 項準用)
	※ 法定代理受領サービスとして提供される指定看護小規模多機能型居宅介護についての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の 1 割、2 割又は 3 割（保険給付の率が 9 割、8 割又は 7 割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。		平 18-0331004 第 3 の八の 4 (9) (第 3 の四の 4 (4) ①準用 第 3 の一の 4 (13)①参照)
	② 法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 90 条第 2 項準用)
	※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定看護小規模多機能型居宅介護に係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定看護小規模多機能型居宅介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ア 利用者に、当該事業が指定看護小規模多機能型居宅介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ウ 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計と区分していること。		平 18-0331004 第 3 の八の 4 (9) (第 3 の四の 4 (4) ①準用 第 3 の一の 4 (13)②参照)
	③ ①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用以外の額の支払を利用者から受けていませんか。 ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 イ 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 ウ 食事の提供に要する費用 エ 宿泊に要する費用 オ おむつ代 カ ア～オに掲げるもののほか、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担に相当するものが認められるもの	いない いる	条例第 203 条 (条例第 90 条第 3 項準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものです。		平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の四の 4(4) ②準用)
	④ 食事の提供に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。 ア 事業所における食事の提供に係る契約の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。 a 当該契約の締結に当たっては、利用者等又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。 b 当該契約の内容について、利用者等から文書により同意を得ること。 c 食事の提供に係る利用料について、その具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに事業所の見やすい場所に掲示し、かつ、ウェブサイトへの掲載を行うこと。 イ 食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 90 条第 4 項準用) 平 17 厚労告 419
	⑤ 宿泊に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。 ア 事業所における宿泊に係る契約の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。 a 当該契約の締結に当たっては、利用者又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。 b 当該契約の内容について、利用者から文書により同意を得ること。 c 宿泊の提供に係る利用料について、その具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに事業所の見やすい場所に掲示し、かつ、ウェブサイトへの掲載を行うこと。 イ 宿泊に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。 a 居室のうち定員が 1 人のもの 室料及び光熱水費に相当する額 b 居室のうち定員が 2 人以上のもの 光熱水費に相当する額 ウ 宿泊に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること。 a 利用者等が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。） b 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用	いる いない	
	⑥ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 90 条第 5 項準用)
	※ 交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものです。		平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の四の 4(4) ①準用 第 3 の一 の 4(13)④参照)
	⑦ サービスの提供に要した費用につき、支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。	いる いない	法第 42 条の 2 第 9 項 (第 41 条第 8 項準 用)
	※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事の提供に要した費用の額・滞在に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。		施行規則第 65 条 の 5 (第 65 条準用)
1 1 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	いる いない 事例なし	条例第 203 条 (条例第 22 条準 用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
1 2 指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	① 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	いる いない	条例第 197 条第 1 項
	② 自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図っていますか。	いる いない	条例第 197 条第 2 項
1 3 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	① 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとしていますか。	いる いない	条例第 198 条第 1 号
	※ 制度上は週 1 回程度の利用でも所定点数の算定は可能ですが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要となるものです。指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせるサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられます。しかしながら、ほぼ毎日宿泊するよう者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要となるものです。		平 18-0331004 第 3 の 八 の 4 (1) ①
	② 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。	いる いない	条例第 198 条第 2 号
	③ 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。	いる いない	条例第 198 条第 3 号
	④ 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行っていますか。	いる いない	条例第 198 条第 4 号
	※ 「療養上必要な事項その他サービスの提供等」とは、看護小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容や行事及び日課等も含むものです。		平 18-0331004 第 3 の 八 の 4 (1) ②
	⑤ 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。	いない いる	条例第 198 条第 8 号
	※ 「通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない」とは、登録定員のおおむね 3 分の 1 以下が目安となります。登録定員が 25 人の場合は通いサービスの利用者が 8 人以下であれば、著しく少ない状態といえます。		平 18-0331004 第 3 の 八 の 4 (1) ⑦
	⑥ 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。	いる いない	条例第 198 条第 9 号
	※ 「適切なサービス」とは、1 の利用者に対して、通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週 4 日以上行うことが目安となるものです。指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、通いサービス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者には何らかの形で関わることを望ましいです。 なお、指定看護小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。		平 18-0331004 第 3 の 八 の 4 (1) ⑧
⑦ 看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行っていますか。	いる いない	条例第 198 条第 10 号	
⑧ 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行っていますか。	いる いない	条例第 198 条第 11 号	

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 「適切な看護技術」とは、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の修得等、研鑽を積むことを定めたものであり、医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはなりません。</p>		平 18-0331004 第3の八の4(1)⑨
14 身体的拘束等の禁止	<p>① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。</p> <p>※ 身体拘束禁止の対象となる具体的行為</p> <p>ア 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>ウ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。</p> <p>エ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>オ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>カ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。</p> <p>キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。</p> <p>ク 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。</p> <p>ケ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>コ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>サ 自分の意思で開けることのできない療養室等に隔離する。</p> <p>② 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。</p> <p>※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。</p> <p>③ 身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p>※ 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられます。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。</p> <p>また、身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。</p> <p>具体的には、次のようなことを想定しています。</p> <p>ア 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</p> <p>ウ 身体的拘束等適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</p> <p>オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>カ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</p> <p>④ 身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。</p>	<p>いない いる 事例なし</p> <p>いる いない 事例なし</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>条例第198条 第5号 身体拘束ゼロの手引</p> <p>条例第198条 第6号</p> <p>平 18-0331004 第3の八の4(1)③</p> <p>条例第198条 第7号ア</p> <p>平 18-0331004 第3の八の4(1)④</p> <p>条例第198条 第7号イ</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <p>ア 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方</p> <p>イ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ウ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針</p> <p>オ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>⑤ 身体的拘束等の適正化を図るため、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していますか。</p> <p>※ 介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えありません。</p>		<p>平 18-0331004 第3の八の4(1)⑤</p> <p>条例第 198 条 第 7 号ウ</p> <p>平 18-0331004 第3の八の4(1)⑥</p>
15 主治の医師との関係	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしていますか。</p> <p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書（以下「指示書」という。）に基づき看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整、看護サービスの提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければなりません。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものです。</p> <p>② 看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けていますか。</p> <p>※ 看護サービスの利用対象者はその主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際しては、指示書の交付を受けなければならないこととしたものです。</p> <p>③ 主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っていますか。</p> <p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治医と連携を図り、適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するため、定期的に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を主治医に提出しなければなりません。</p> <p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護における看護サービスの実施に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ってください。</p> <p>※ 看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合には、主治医の指示は診療記録に記載されるもので差し支えありません。また、看護小規模多機能型居宅介護報告書についても看護記録等の診療記録に記載することで差し支えありません。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>条例第 199 条 第 1 項</p> <p>平 18-0331004 第3の八の4(2)①</p> <p>条例第 199 条 第 2 項</p> <p>平 18-0331004 第3の八の4(2)②</p> <p>条例第 199 条 第 3 項</p> <p>平 18-0331004 第3の八の4(2)③</p> <p>平 18-0331004 第3の八の4(2)④</p> <p>平 18-0331004 第3の八の4(2)⑤</p>
16 居宅サービス計画の作成	<p>① 管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第 203 条 (条例第 93 条第 1 項準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 登録者の居宅サービス計画は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員に作成させることとしたものです。このため、指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合には、介護支援専門員は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員に変更することとなります。</p> <p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が通常行っている業務を行わなければならないものです。</p> <p>※ サテライト事業所に研修修了者を配置する場合の居宅サービス計画の作成については、本体事業所の介護支援専門員が行う必要があります。</p>		<p>平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の四の 4(6) ①準用)</p> <p>平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の四の 4(6) ②準用)</p> <p>平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の四の 4(6) ③準用)</p>
<p>17 法定代理受領サービスに係る報告</p>	<p>毎月、市（国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出していますか。</p> <p>※ 地域密着型介護サービス費又は居宅介護サービス費を利用者に代わり当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は当該指定居宅サービス事業者に支払うための手続きとして、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者に、市町村（国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては当該国民健康保険団体連合会）に対して、居宅サービス計画において位置づけられている指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を毎月提出することを義務づけたものです。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第 203 条 (条例第 94 条準用)</p> <p>平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の四の 4(7) 準用)</p>
<p>18 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付</p>	<p>登録者が他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があつた場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第 203 条 (条例第 95 条準用)</p>
<p>19 看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成</p>	<p>① 管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p>※ 当該計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを利用者に強制することとならないように留意するものとします。</p> <p>② 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行っていますか。</p> <p>※ 当該計画の作成は利用者ごとに、介護支援専門員が行うものですが、看護小規模多機能型居宅介護計画のうち看護サービスに係る記載については、看護師等と密接な連携を図ってください。なお、看護サービスに係る計画とは、利用者の希望、主治医の指示、看護目標及び具体的なサービス内容等を含むものです。</p> <p>③ 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めていますか。</p> <p>※ 「多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいうものです。</p> <p>④ 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行っていますか。</p> <p>⑤ 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p>⑥ 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付していますか。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>条例第 200 条 第 1 項</p> <p>平 18-0331004 第 3 の八の 4(3)①</p> <p>条例第 200 条 第 2 項</p> <p>平 18-0331004 第 3 の八の 4(3)②</p> <p>条例第 200 条 第 3 項</p> <p>平 18-0331004 第 3 の八の 4(3)③</p> <p>条例第 200 条 第 4 項</p> <p>条例第 200 条 第 5 項</p> <p>条例第 200 条 第 6 項</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	⑦ 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。	いる いない	条例第 200 条 第 7 項
	⑧ 看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う場合も、②～⑦に沿って行っていますか。	いる いない	条例第 200 条 第 8 項
	⑨ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、看護小規模多機能型居宅介護事業所において短期利用居宅介護費を算定する場合で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に基づきサービスを提供している看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から看護小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。	いる いない	平 18-0331004 第 3 の八の 4(3)⑤
	⑩ 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成していますか。	いる いない	条例第 200 条 第 9 項
	⑪ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治医との連携を図り、適切な看護サービスを提供するため、看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を定期的に主治医に提出していますか。	いる いない	平 18-0331004 第 3 の八の 4(3)⑧
	※ 看護師等（准看護師を除く。）は、看護小規模多機能型居宅介護報告書に、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載します。なお、報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した看護小規模多機能型居宅介護計画の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えありません。		平 18-0331004 第 3 の八の 4(3)⑥
	⑫ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、看護小規模多機能型居宅介護計画に沿った看護サービスの実施状況を把握し、看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行っていますか。	いる いない	平 18-0331004 第 3 の八の 4(3)⑦
20 介護等	① 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行っていますか。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 97 条第 1 項準用)
	※ 介護サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るように介護サービスを提供し又は必要な支援を行うものとします。その際、利用者の人格に十分に配慮しなければなりません。		平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の四の 4(10) ①準用)
	② その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における看護小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	いない いる	条例第 203 条 (条例第 97 条第 2 項準用)
	※ 指定看護小規模多機能型居宅介護のサービスを事業所の従業者に行わせなければならないことを定めたものであり、例えば、利用者の負担によって指定看護小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあってはなりません。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えありません。		平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の四の 4(10) ②準用)
	③ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者とな看護小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めていますか。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 97 条第 3 項準用)
	※ 利用者が看護小規模多機能型居宅介護従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮したものです。		平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の四の 4(10) ③準用)
21 社会生活上の便宜の提供等	① 利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 98 条第 1 項準用)
	※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は画一的なサービスを提供するのではなく、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めることとしたものです。		平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の四の 4(11) ①準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	② 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難な場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 98 条第 2 項準用)
	※ 郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものです。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとします。		平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の四の 4(11) ②準用)
	③ 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 98 条第 3 項準用)
	※ 利用者の家族に対し、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものです。		平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の四の 4(11) ③準用)
2 2 利用者に関する市への通知	指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 ア 正当な理由なしに指定看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	いる いない 事例なし	条例第 203 条 (条例第 28 条準用)
2 3 緊急時等の対応	① 現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	いる いない	条例第 201 条 第 1 項
	※ 看護小規模多機能型居宅介護従業者が現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものです。協力医療機関については、次の点に留意するものとします。 ア 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。 イ 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。		平 18-0331004 第 3 の八の 4(4)
	② ①の看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っていますか。	いる いない	条例第 201 条 第 2 項
2 4 管理者の責務	① 管理者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の管理及び指定看護小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 59 条の 11 第 1 項準用)
	② 管理者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者に、運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 59 条の 11 第 2 項準用)
	※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者の責務を、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものです。		平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の二の二の 3(4)準用)
2 5 運営規程	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容	いる いない いる いない	条例第 203 条 (条例第 100 条準用)
	※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません（重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とします。）。		平 18-0331004 第 3 の一の 4(21) ①
	ウ 営業日及び営業時間	いる いない	(条例第 100 条準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、365日利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは想定していないことから、営業日は365日と記載してください。また、訪問サービスは、利用者からの随時の要請にも対応するものであることから、24時間と、通いサービス及び宿泊サービスは、それぞれの営業時間を記載してください。		平18-0331004 第3の八の4(9) (第3の四の4(13) ①準用)
	エ 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 オ 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額	いる いない いる いない	(条例第100条準用)
	※ 「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料(1割負担、2割負担又は3割負担)及び法定代理受領サービスでない指定看護小規模多機能型居宅介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。		平18-0331004 第3の一の4(21) ④
	カ 通常の事業の実施地域	いる いない	(条例第100条準用)
	※ 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものです。また、通常の事業の実施地域については、事業者が任意に定めるものですが、指定地域密着型サービスである指定看護小規模多機能型居宅介護については、市町村が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当です。さらに、事業所所在地の市町村の同意を得て事業所所在地以外の他の市町村から指定を受けた場合には、当該他の市町村の一部の日常生活圏域を事業の実施地域の範囲に加えることもあります。		平18-0331004 第3の八の4(9) (第3の四の4(13) ②準用 第3の一の4(21)⑤参照)
	キ サービス利用に当たっての留意事項 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策	いる いない いる いない いる いない	(条例第100条準用)
	※ 非常災害に関する具体的計画を指すものです。		平18-0331004 第3の八の4(9) (第3の四の4(13) ③準用)
	コ 虐待の防止のための措置に関する事項	いる いない	(条例第100条準用)
	※ 虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容としてください。		平18-0331004 第3の一の4(21) ⑥
	サ その他運営に関する重要事項	いる いない	(条例第100条準用)
26 勤務体制の確保等	① 利用者に対し適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。	いる いない	条例第203条 (条例第59条の13 第1項準用)
	※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護小規模多機能型居宅介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。		平18-0331004 第3の八の4(9) (第3の二の二の3(6)①準用)
	② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者によって指定看護小規模多機能型居宅介護を提供していますか。	いる いない	条例第203条 (条例第59条の13 第2項準用)
	※ 原則として、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者たる看護小規模多機能型居宅介護従業者によって指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するべきですが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものです。		平18-0331004 第3の八の4(9) (第3の二の二の3(6)②準用)
	③ 看護小規模多機能型居宅介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。	いる いない	条例第203条 (条例第59条の13 第3項準用)
	※ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものです。		平18-0331004 第3の八の4(9) (第3の二の二の3(6)③準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	④ 全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	いる いない	条例第203条 (条例第59条の13 第3項準用)
	※ 介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。		平18-0331004 第3の八の4(9) (第3の二の二の 3(6)③準用)
	⑤ 適切な指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	いる いない	条例第203条 (条例第59条の13 第4項準用)
	※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 ア 事業主が講ずべき措置の具体的な内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってほならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。		平18-0331004 第3の八の4(9) (第3の二の二の 3(6)④準用 第3 の一の4(22)⑥参 照)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>イ 事業主が講じることが望ましい取組について</p> <p>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> a 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 b 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） c 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） <p>が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、ア（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)</p>		
27 業務継続計画の策定等	<p>① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 	<p>いる いない</p>	<p>条例第 203 条 (条例第 32 条の 2 第 1 項準用)</p> <p>平 18-0331004 第 3 の八の 4 (9) (第 3 の四の 4 (15) 準用 第 3 の二の 二の 3 (7) ②参照)</p>
	<p>② 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を定期的に実施していますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第 203 条 (条例第 32 条の 2 第 2 項準用)</p>
	<p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年 1 回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</p>		<p>平 18-0331004 第 3 の八の 4 (9) (第 3 の四の 4 (15) 準用 第 3 の二の 二の 3 (7) ③参照)</p>
	<p>③ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な訓練を定期的に実施していますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第 203 条 (条例第 32 条の 2 第 2 項準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>		平18-0331004 第3の八の4(9) (第3の四の4(15) 準用 第3の二の 二の3(7)④参照)
	④ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	いる いない	条例第203条 (条例第32条の2 第3項準用)
	<p>※ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。</p>		平18-0331004 第3の八の4(9) (第3の四の4(15) 準用 第3の二の 二の3(7)①参照)
28 定員の遵守	登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っていませんか。	いない いる	条例第203条 (条例第101条第1 項準用)
	<p>※ ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとします。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p>		
	<p>※ 「特に必要と認められる場合」としては、例えば、以下のような事例等が考えられますが、「一時的」とは、こうした必要と認められる事情が終了するまでの間をいうものです。</p> <p>(特に必要と認められる場合の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合 ・ 事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合 ・ 登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービスの利用者数が定員を超える場合 ・ 前記に準ずる状況により特に必要と認められる場合 		平18-0331004 第3の八の4(9) (第3の四の4(14) ①準用)
29 非常災害対策	① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	いる いない	条例第203条 (条例第102条第1 項準用)
	<p>※ 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあつてはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定特定施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとします。</p>		平18-0331004 第3の八の4(9) (第3の四の4(16) 準用)
	② 訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	いる いない	条例第203条 (条例第102条第2 項準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努める必要があります。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。</p>		<p>平 18-0331004 第 3 の八の 4 (9) (第 3 の四の 4 (16) 準用)</p>
<p>30 協力医療機関等</p>	<p>① 主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第 203 条 (条例第 103 条第 1 項準用)</p>
	<p>② あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第 203 条 (条例第 103 条第 2 項準用)</p>
	<p>※ 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所から近距離にあることが望ましいです。</p>		<p>平 18-0331004 第 3 の八の 4 (9) (第 3 の四の 4 (18) ①準用)</p>
	<p>③ サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第 203 条 (条例第 103 条第 3 項準用)</p>
	<p>※ これらの協力医療機関やバックアップ施設から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、当該協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとします。</p>		<p>平 18-0331004 第 3 の八の 4 (9) (第 3 の四の 4 (18) ②準用)</p>
<p>31 衛生管理等</p>	<p>① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第 203 条 (条例第 59 条の 16 準用)</p>
	<p>※ 衛生管理等について、このほか、次の点に留意するものとします。 ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>		<p>平 18-0331004 第 3 の八の 4 (9) (第 3 の四の 4 (17) 準用 第 3 の二の 二の 3 (9) ①参照)</p>
	<p>② 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図っていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第 203 条 (条例第 59 条の 16 第 1 号準用)</p>
	<p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会は、当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね 6 月に 1 回以上、定期的で開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p>		<p>平 18-0331004 第 3 の八の 4 (9) (第 3 の四の 4 (17) 準用 第 3 の二の 二の 3 (9) ②イ参照)</p>
	<p>③ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第 203 条 (条例第 59 条の 16 第 2 号準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。</p> <p>平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。</p>		平 18-0331004 第 3 の八の 4 (9) (第 3 の四の 4 (17) 準用 第 3 の二の 二の 3 (9) ②口参 照)
	④ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施していますか。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 59 条の 16 第 3 号準用)
	<p>※ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年 1 回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。</p> <p>なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。</p>		平 18-0331004 第 3 の八の 4 (9) (第 3 の四の 4 (17) 準用 第 3 の二の 二の 3 (9) ②ハ参 照)
	⑤ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施していますか。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 59 条の 16 第 3 号準用)
	<p>※ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年 1 回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>		平 18-0331004 第 3 の八の 4 (9) (第 3 の四の 4 (17) 準用 第 3 の二の 二の 3 (9) ②ハ参 照)
	<p>※ ②～⑤の事項について、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p>		平 18-0331004 第 3 の八の 4 (9) (第 3 の四の 4 (17) 準用 第 3 の二の 二の 3 (9) ②参 照)
3 2 掲示	① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 34 条第 1 項準用)
	<p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等をいいます。</p>		平 18-0331004 第 3 の八の 4 (9) (第 3 の一の 4 (25) ①準用)
	<p>※ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。</p>		平 18-0331004 第 3 の八の 4 (9) (第 3 の一の 4 (25) ①イ準用)
	<p>※ 看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、看護小規模多機能型居宅介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではありません。</p>		平 18-0331004 第 3 の八の 4 (9) (第 3 の一の 4 (25) ①口準用)
	<p>※ 重要事項を記載した書面を当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。</p>		条例第 203 条 (条例第 34 条第 2 項準用)
	② 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 34 条第 3 項準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	※ ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。		平18-0331004 第3の八の4(9) (第3の一の4(25)①準用)
	※ ウェブサイトへの掲載の適用に当たっては、1年間の経過措置を設けており、令和7年3月31日までの間は努力義務とします。		条例附則 第1項
33 秘密保持等	① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	いない いる	条例第203条 (条例第35条第1項準用)
	② 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	いる いない	条例第203条 (条例第35条第2項準用)
	※ 具体的には、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、看護小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものです。		平18-0331004 第3の八の4(9) (第3の一の4(26)②準用)
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	いる いない	条例第203条 (条例第35条第3項準用)
	※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。		平18-0331004 第3の八の4(9) (第3の一の4(26)③準用)
34 広告	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	いない いる	条例第203条 (条例第36条準用)
35 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	いない いる	条例第203条 (条例第37条準用)
36 苦情処理	① 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	いる いない	条例第203条 (条例第38条第1項準用)
	※ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載する エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載する		平18-0331004 第3の八の4(9) (第3の一の4(28)①準用)
	② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。	いる いない	条例第203条 (条例第38条第2項準用)
	※ 利用者及びその家族からの苦情に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものです。また、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。		平18-0331004 第3の八の4(9) (第3の一の4(28)②準用)
	③ 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる いない 事例なし	条例第203条 (条例第38条第3項準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	④ 市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市に報告していますか。	いる いない 事例なし	条例第 203 条 (条例第 38 条第 4 項準用)
	⑤ 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる いない 事例なし	条例第 203 条 (条例第 38 条第 5 項準用)
	⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。	いる いない 事例なし	条例第 203 条 (条例第 38 条第 6 項準用)
37 調査への協力等	提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定看護小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 ※ 市町村の求めに応じ、当該事業所の運営規程の概要や勤務体制、管理者及び介護支援専門員等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について提出するものとします。さらに、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該情報について自ら一般に公表するよう努めるものとします。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 104 条準用) 平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の四の 4(19)準用)
38 地域との連携等	① 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 ※ 運営推進会議とは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会をいいます。 ※ 運営推進会議は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。この運営推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものです。また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 なお、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。 また、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。 ア 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 イ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 59 条の 17 第 1 項準用) 平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の二の二の 3(10)①準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意してください。</p> <p>ア 自己評価は、</p> <p> a 事業所のすべての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、</p> <p> b その上で他の従業者の振り返り結果を当該事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、看護小規模多機能型居宅介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。</p> <p>イ 外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要です。</p> <p>ウ このようなことから、運営推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定看護小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要であること。</p> <p>エ 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられますが、法人のホームページへの掲載、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」の利用、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えありません。</p> <p>オ 指定看護小規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、令和2年度老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護事業所及び療養通所介護事業所の業務負担軽減に関する事業」（公益財団法人日本訪問看護財団）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行ってください。</p>		平 18-0331004 第 3 の八の 4(9)
	<p>※ 運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行ってください。</p>		
	<p>② 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。</p>	いる いない	条例第 203 条 (条例第 59 条の 17 第 2 項準用)
	<p>③ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。</p>	いる いない	条例第 203 条 (条例第 59 条の 17 第 3 項準用)
	<p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものです。</p>		平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の二の二の 3(10)③準用)
	<p>④ 事業の運営に当たっては、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するように努めていますか。</p>	いる いない	条例第 203 条 (条例第 59 条の 17 第 4 項準用)
	<p>※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。</p>		平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の二の二の 3(10)④準用 第 3 の一の 4(29)④参 照)
	<p>⑤ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めていますか。</p>	いる いない	条例第 203 条 (条例第 59 条の 17 第 5 項準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないう、正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならないことを定めたものです。</p>		<p>平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の二の二の 3(10)④準用 第 3 の一の 4(29)⑤参 照)</p>
<p>39 居住機能を担う併設施設等への入居</p>	<p>可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めていますか。</p> <p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護は、重度になったら居住機能を担う施設へ移行することを前提とするサービスではなく、可能な限り利用者が在宅生活を継続できるよう支援するものであることから、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が併設施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設への入所等が行えるよう努めなければならないとしたものです。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第 203 条 (条例第 106 条準用)</p> <p>平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の四の 4(21) 準用)</p>
<p>40 事故発生時の対応</p>	<p>① 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が定めておくことが望ましいです。</p> <p>② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p>※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。</p> <p>③ 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p>※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>条例第 203 条 (条例第 40 条第 1 項準用)</p> <p>平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の一の 4(30)①準用)</p> <p>条例第 203 条 (条例第 40 条第 2 項準用)</p> <p>平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の一の 4(30)③準用)</p> <p>条例第 203 条 (条例第 40 条第 3 項準用)</p> <p>平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の一の 4(30)②準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
4-1 虐待の防止	<p>虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。</p> <p>ア 虐待の未然防止 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。</p> <p>イ 虐待等の早期発見 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。</p> <p>ウ 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次の①～④の事項を実施するものとします。</p>		平 18-0331004 第 3 の 八 の 4 (9) (第 3 の 一 の 4 (31) 準用)
	① 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図っていますか。	いる いない	条例第 203 条 (条例第 40 条の 2 第 1 号準用)
	<p>※ 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営して差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。</p> <p>また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>		平 18-0331004 第 3 の 八 の 4 (9) (第 3 の 一 の 4 (31) ① 準用)
	<p>※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</p> <p>エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</p> <p>オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</p> <p>カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</p> <p>キ カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p>		

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>② 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。</p> <p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 	<p>いる いない</p>	<p>条例第 203 条 (条例第 40 条の 2 第 2 号準用)</p> <p>平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の一の 4(31)②準用)</p>
	<p>③ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施していますか。</p> <p>※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとし ます。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年 1 回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第 203 条 (条例第 40 条の 2 第 3 号準用)</p> <p>平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の一の 4(31)③準用)</p>
	<p>④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。</p> <p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。</p> <p>（※） 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい）、感染対策担当者（看護師が望ましい）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第 203 条 (条例第 40 条の 2 第 4 号準用)</p> <p>平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の一の 4(31)④準用)</p>
<p>4.2 会計の区分</p>	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p>※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」 (平成 12 年 3 月 10 日老計第 8 号) イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」 (平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号) ウ 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」 (平成 24 年 3 月 29 日老高発第 0329 第 1 号) 	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>条例第 203 条 (条例第 41 条準用)</p> <p>平 18-0331004 第 3 の八の 4(9) (第 3 の一の 4(32)準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
4.3 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催していますか。</p> <p>※ 介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定したものです。なお、本条の適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和9年3月31日までの間は、努力義務とされています。</p> <p>本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討してください。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものです。</p> <p>また、本委員会は、定期的に開催することが必要ではありますが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないように留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましいです。</p> <p>あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましいです。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところですが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えありません。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第203条 (条例第106条の2準用)</p> <p>平18-0331004 第3の八の4(9) (第3の四の4(20)準用)</p>
4.4 記録の整備	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p>② 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>ア 居宅サービス計画 イ 看護小規模多機能型居宅介護計画 ウ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ 主治の医師による指示の文書 オ 看護小規模多機能型居宅介護報告書 カ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 キ 市への通知に係る記録 ク 苦情の内容等の記録 ケ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 コ 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>※ 「その完結の日」とは、ア～ケについては個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。コについては、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日を指すものとします。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>条例第202条 第1項</p> <p>条例第202条 第2項</p> <p>平18-0331004 第3の八の4(8) (第3の二の二の3(13)準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>③ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有形物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（被保険者証に関するものを除く）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っていますか。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>条例第 204 条 第 1 項</p>
	<p>※ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。</p> <p>ア 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>イ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p> a 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p> b 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>ウ その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、ア及びイに準じた方法によること。</p> <p>エ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>		<p>平 18-0331004 第 5 の 1</p>
	<p>④ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができますが、以下のとおり取り扱っていますか。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>条例第 204 条 第 2 項</p>
	<p>※ 利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。</p> <p>ア 電磁的方法による交付は、基準第 3 条の 7 第 2 項から第 6 項までの規定に準じた方法によること。</p> <p>イ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についての Q & A（令和 2 年 6 月 1 9 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>ウ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についての Q & A（令和 2 年 6 月 1 9 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>エ その他、電磁的方法によることができるとされているものは、アからウまでに準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>オ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>		<p>平 18-0331004 第 5 の 2</p>

第 6 変更の届出等

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
1 変更の届出等	<p>① 次の事項等に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内に当該変更に係る事項について市（介護保険課）に届け出ていますか。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別</p> <p>オ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要</p> <p>カ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>キ 運営規程</p> <p>ク 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容</p> <p>ケ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要</p> <p>コ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号</p> <p>② 休止した当該指定地域密着型サービスの事業を再開したときは、再開した年月日を市（介護保険課）に届け出ていますか。</p> <p>③ 当該指定地域密着型サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市（介護保険課）に届け出ていますか。</p> <p>ア 廃止し、又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止し、又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現に指定地域密着型サービスを受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない 該当なし</p> <p>いる いない 該当なし</p>	<p>法第78条の5 第1項 施行規則第131条の13 第1項、第2項</p> <p>法第78条の5 第1項 施行規則第131条の13 第3項</p> <p>法第78条の5 第2項 施行規則第131条の13 第4項</p>
第7 介護給付費の算定及び取扱い			
1 基本報酬の算定	<p>① (1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（当該事業所と同一建物に居住する者を除く。）について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。</p> <p>(1) 要介護1 12,447単位</p> <p>(2) 要介護2 17,415単位</p> <p>(3) 要介護3 24,481単位</p> <p>(4) 要介護4 27,766単位</p> <p>(5) 要介護5 31,408単位</p> <p>(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。</p> <p>(1) 要介護1 11,214単位</p> <p>(2) 要介護2 15,691単位</p> <p>(3) 要介護3 22,057単位</p> <p>(4) 要介護4 25,017単位</p> <p>(5) 要介護5 28,298単位</p> <p>※ 看護小規模多機能型居宅介護費は、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所へ登録した者について、登録者の居住する場所及び要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定します。月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間（登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定することとします。また、月途中から看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に転居した場合又は月途中から看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物から同一建物ではない建物に転居した場合には、居住していた期間に対応した単位数を算定することとします。</p> <p>これらの算定の基礎となる「登録日」とは、利用者が看護小規模多機能型居宅介護事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日とします。また、「登録終了日」とは、利用者が看護小規模多機能型居宅介護事業者との間の利用契約を終了した日とします。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>平18厚告126 別表8注1、2</p> <p>平18-0331005 第2の9(1) (第2の5(1)①参照)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 「同一建物」とは、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に看護小規模多機能型居宅介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。</p> <p>また、ここでいう同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護事業者と異なる場合であっても該当するものです。</p>		平 18-0331005 第 2 の 9 (1) (第 2 の 5 (1) ② 参 照)
	<p>② 短期利用居宅介護費について、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に、要介護区分に応じて、利用 1 日につきそれぞれの所定単位数を算定していますか。</p> <p>(1) 要介護 1 5 7 1 単位 (2) 要介護 2 6 3 8 単位 (3) 要介護 3 7 0 6 単位 (4) 要介護 4 7 7 3 単位 (5) 要介護 5 8 3 9 単位</p>	いる いない 該当なし	平 18 厚告 126 別表 8 注 3
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>ア 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。</p> <p>イ 利用の開始に当たって、あらかじめ 7 日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は 1 4 日以内）の利用期間を定めること。</p> <p>ウ 指定地域密着型サービス基準第 1 7 1 条に定める従業者の員数を置いていること。</p> <p>エ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が「サービス提供が過小である場合の減算」を算定していないこと。</p>	いる いない いる いない いる いない いない いる	平 27 厚告 95 第 74 号 (第 54 号準用)
	<p>※ 宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービスの利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものです。</p>		平 18-0331005 第 2 の 9 (2) (第 2 の 5 (2) ② 準 用)
2 身体拘束廃止 未実施減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の 1 0 0 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p>	いる いない 該当なし	平 18 厚告 126 別表 8 注 4
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>ウ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>エ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	いる いない いる いない いる いない いる いない	平 27 厚告 95 第 74 号の 2

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、指定地域密着型サービス基準第177条第6項の記録（同条第5項に規定する身体的拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第7項に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。</p>		平18-0331005 第2の9(3) (第2の5(3)準用)
3 高齢者虐待防止措置未実施減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。 イ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ウ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 エ ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、地域密着型サービス基準第3条の38の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。</p>	<p>いる いない 該当なし</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>平18厚告126 別表8注5</p> <p>平27厚告95 第74号の3</p> <p>平18-0331005 第2の9(4) (第2の5(5)準用)</p>
4 業務継続計画未策定減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、定期看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 ウ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>※ 業務継続計画未策定減算については、指定地域密着型サービス基準第3条の30の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします。なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用しませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。</p>	<p>いる いない 該当なし</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>平18厚告126 別表8注6</p> <p>平27厚告95 第74号の4</p> <p>平18-0331005 第2の9(5) (第2の3の2(3)準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
5 サービス提供が過少である場合の減算	① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、週平均1回に満たない場合又は登録者（短期利用居宅介護費を算定する者を除く。）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。	いる いない 該当なし	平18厚告126 別表8注7
	② 「週平均」は、当該登録者において暦月ごとに以下のアからウまでの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数で除したものに、7を乗ずることによって算定するものとしていますか。 ア 通いサービス 1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定を可能とする。 イ 訪問サービス 1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。なお、看護小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。また、訪問サービスには訪問看護サービスも含まれるものである。 ハ 宿泊サービス 宿泊サービスについては、1泊を1回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定すること。	いる いない	平18-0331005 第2の9(6)①
	③ 「登録者1人当たり平均回数」は、当該事業所において暦月ごとに②アからウまでの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、7を乗ずることによって算定するものとしていますか。	いる いない	平18-0331005 第2の9(6)②
	④ 登録者が月の途中で利用を開始又は終了した場合にあっては、利用開始日の前日以前又は利用終了日の翌日以降の日数については、日数の算定の際に控除していますか。	いる いない	平18-0331005 第2の9(6)③
	⑤ 登録者が入院した場合の入院日（入院初日及び退院日を除く。）についても④と同様の取扱いとしていますか。	いる いない	
6 人員基準欠如減算・定員超過利用	登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法 ア 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録者の数が運営規程に定められている登録定員を超える場合における複合型サービス費については、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。 イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が地域密着型サービス基準第171条に定める員数を置いていない場合における複合型サービス費については、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。	いる いない 該当なし	平18厚告126 別表8注1 平12厚告27 11
	※ 人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用います（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。）。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数（1日ごとの同時に通いサービスの提供を受けた者（短期利用居宅介護費を算定する者を含む。）の数の最大値を合計したものを当該前年度の日数で除して得た数とします。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとします。		平18-0331005 第2の1(8)②
	※ 看護・介護職員の人員基準欠如については、 ア 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、 イ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算されます（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。		平18-0331005 第2の1(8)③

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算されます（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。看護小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員が必要な研修を修了していない場合についても、同様の取扱いとします。ただし、県における研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合に、介護支援専門員を新たに配置し、かつ、市からの推薦を受けて県に研修の申込を行い、当該介護支援専門員が研修を修了することが確実に見込まれるときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとします。なお、当該介護支援専門員が受講予定の研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月から減算を行うこととしますが、当該介護支援専門員等が研修を修了しなかった理由が、当該介護支援専門員等の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ないものである場合であって、当該離職等の翌々月までに、研修を修了することが確実に見込まれる介護支援専門員等を新たに配置したときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとすることも差し支えありません。</p>		平 18-0331005 第 2 の 1 (8)④
	<p>※ 夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員の人員基準欠如については、ある月において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、減算することとします。</p> <p>ア 当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が人員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合</p> <p>イ 当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が人員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合</p>	いない いる いない いる	平 18-0331005 第 2 の 1 (8)⑤
	<p>※ 定員超過利用の場合の登録者、利用者又は入所者（以下「利用者等」という。）の数は、1月間（暦月）の利用者等の数の平均を用います。この場合、1月間の利用者等の数の平均は、当該月の全利用者等の延数を当該月の日数で除して得た数とします。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとします。</p>		平 18-0331005 第 2 の 1 (6)②
	<p>※ 利用者等の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。</p>		平 18-0331005 第 2 の 1 (6)③
	<p>※ 定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導します。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとします。</p>		平 18-0331005 第 2 の 1 (6)④
	<p>※ 災害の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとします。</p>		平 18-0331005 第 2 の 1 (6)⑤
7 サテライト体制未整備減算	<p>サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、訪問看護体制減算における届出をしている場合にあっては、サテライト体制未整備減算として、1月につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。</p>	いる いない 該当なし	平 18 厚告 126 別表 8 注 8
	<p>※ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所である看護小規模多機能型居宅介護事業所が訪問看護体制減算を届出している場合に、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所及び本体事業所が共に算定するものです。例えば、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所が訪問看護体制減算の届出を行っている場合には、本体事業所及び当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所が共にサテライト体制未整備減算を算定することとなります。</p>		平 18-0331005 第 2 の 9 (7)①

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の開始にあたって、訪問看護体制減算の実績の計算に必要な前3月間において、本体事業所が訪問看護体制減算を届出していない期間に限り、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所及び本体事業所はサテライト体制未整備減算を算定する必要はないものとします。なお、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は訪問看護体制減算の実績を継続的に確認するものとし、4月日以降において訪問看護体制減算に該当し届出を行う場合には、サテライト体制未整備減算を算定します。</p> <p>※ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所及び本体事業所については、訪問看護体制減算の実績を継続的に確認するものとし、当該加算の届出の有無については、相互に情報を共有してください。</p>		<p>平18-0331005 第2の9(7)②</p> <p>平18-0331005 第2の9(7)③</p>
<p>8 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ 「その一部として使用される事務所」とは、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等（以下「サテライト事業所」という。）とし、例えば、本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業所が離島等に所在する場合、本体事業所を業務の本拠とする看護小規模多機能型居宅介護従業者による看護小規模多機能型居宅介護は加算の対象とならず、サテライト事業所を業務の本拠とする看護小規模多機能型居宅介護従業者による看護小規模多機能型居宅介護は加算の対象となるものです。</p> <p>サテライト事業所のみが離島等に所在する場合には、当該サテライト事業所を本拠とする看護小規模多機能型居宅介護従業者を明確にするとともに、当該サテライト事業所からの提供した具体的なサービスの内容等の記録を行い、管理してください。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表8注9</p> <p>平18-0331005 第2の9(8) (第2の2(8)準用)</p>
<p>9 中山間地域等における小規模事業所加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、看護小規模多機能型居宅介護については1月につき、短期利用居宅介護費については1日につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ 当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があります。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表8注10</p> <p>平18-0331005 第2の9(8) (第2の2(9)④準用)</p>
<p>10 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか（短期利用居宅介護費を算定している者を除く）。</p> <p>※ 加算を算定する利用者については、交通費の支払いを受けることはできないこととします。</p> <p>※ 中山間地域等居住者加算対象地域 厚生労働大臣が定める中山間地域等居住者（春日部市宝珠花等）です。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表8注11</p> <p>平18-0331005 第2の9(10) (第2の2(10)準用)</p> <p>厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域</p>
<p>11 サービス種類の相互算定関係</p>	<p>① 登録者が、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、看護小規模多機能型居宅介護費は、算定していませんか。</p> <p>② 登録者が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に、看護小規模多機能型居宅介護費を算定していませんか。</p>	<p>いない いる</p> <p>いない いる</p>	<p>平18厚告126 別表8注12</p> <p>平18厚告126 別表8注13</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
1 2 訪問看護体制減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、訪問看護体制減算として、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1月につき925単位を、要介護4である者については1月につき1,850単位を、要介護5である者については1月につき2,914単位を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者（複合型サービス費に係る短期利用居宅介護費を算定する者を除く。）の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の30未満であること。 イ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時対応加算を算定した利用者の占める割合が100分の30未満であること。 ウ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の5未満であること。</p> <p>※ 上記アの基準における利用者の割合については、以下のaに掲げる数をbに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出してください。 a 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した実利用者数 b 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数</p> <p>※ 上記イの基準における利用者の割合については、以下のaに掲げる数をbに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出してください。 a 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数 b 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数</p> <p>※ 上記ウの基準における利用者の割合については、以下のaに掲げる数をbに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出してください。 a 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における特別管理加算を算定した実利用者数 b 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数</p> <p>※ 実利用者数は、前3月間において、当該事業所が提供する看護サービスを2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えてください。そのため、割合の算出において、利用者には、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を現に利用していない者も含むことに留意してください。 また、算定日が属する月の前3月間において複合型サービス費のうち短期利用居宅介護費のみを算定した者を含まないでください。</p>	<p>いる いない 該当なし</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>平18厚告126 別表8注14</p> <p>平27厚告95 第75号</p> <p>平18-0331005 第2の9(11)①</p> <p>平18-0331005 第2の9(11)②</p> <p>平18-0331005 第2の9(11)③</p> <p>平18-0331005 第2の9(11)④</p>
1 3 末期の悪性腫瘍及び特別の指示による頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算	<p>① 指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師が、当該者が末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合は、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1月につき925単位を、要介護4である者については1月につき1,850単位を、要介護5である者については1月につき2,914単位を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める疾病等 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のもの）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシヤイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸（けい）髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表8注15</p> <p>平27厚告94 51</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>② 指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1日につき30単位を、要介護4である者については1日につき60単位を、要介護5である者については1日につき95単位を乗じて得た単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 看護サービスは主治の医師による指示若しくは主治の医師の判断に基づいて交付された指示書の有効期間内に行われるものです。</p> <p>※ 末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者について、医療保険の給付の対象となる訪問看護を行う場合には、所定単位数から減算します。</p> <p>※ 月途中から医療保険の給付の対象となる場合又は月途中から医療保険の給付の対象外となる場合には、医療保険の給付の対象となる期間に応じて単位数を減算します。なお、医療保険の給付の対象となる期間については、主治の医師による指示に基づくものとします。</p> <p>※ 利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示又は特別指示書の交付があった場合は、交付の日から14日間を限度として医療保険の訪問看護の給付対象となるものであり、当該月における当該特別指示の日数に応じて減算します。</p> <p>※ 医療機関における特別指示については、頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等については、診療録に記載しなければなりません。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表8注16</p> <p>平18-0331005 第2の9(12)</p> <p>平18-0331005 第2の9(13)①</p> <p>平18-0331005 第2の9(13)②</p> <p>平18-0331005 第2の9(13)③</p> <p>平18-0331005 第2の9(13)④</p>
14 初期加算	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間及び30日を超える病院又は診療所への入院後に指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合については、1日につき30単位を加算していますか。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表8ノ注</p>
15 認知症加算	<p>① 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める登録者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)について1月につきそれぞれ所定単位数を加算していますか。ただし、(1)、(2)又は(3)のいずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定しません。</p> <p>(1) 認知症加算(Ⅰ) 920単位 (2) 認知症加算(Ⅱ) 890単位 (3) 認知症加算(Ⅲ) 760単位 (4) 認知症加算(Ⅳ) 460単位</p> <p>② 別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、(3)及び(4)について1月につきそれぞれ所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める登録者 ア 認知症加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定すべき利用者 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 イ 認知症加算(Ⅳ)を算定すべき利用者 要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの</p> <p>※ 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMIに該当する者を指すものとします。</p> <p>※ 「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅡに該当する者を指すものとします。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 認知症加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の数が20人未満である場合にあっては1以上、対象者の数が</p>	<p>いる いない 該当なし</p> <p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表8二注1</p> <p>平18厚告126 別表8二注2</p> <p>平27厚告94 第38号</p> <p>平18-0331005 第2の9(15) (第2の5(10)①準用)</p> <p>平18-0331005 第2の9(15) (第2の5(10)②準用)</p> <p>平27厚告95 第54号の5イ</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>イ 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。</p> <p>ウ 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>エ 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 認知症加算（Ⅱ） 認知症加算（Ⅰ）のA及びBに掲げる基準に適合すること。</p> <p>※ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。</p> <p>※ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>平 27 厚告 95 第 54 号の 5 口</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (15) (第 2 の 5 (10) ③ 準用)</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (15) (第 2 の 5 (10) ④ 準用)</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (15) (第 2 の 5 (10) ⑤ 準用)</p>
<p>1.6 認知症行動・心理症状緊急対応加算</p>	<p>医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ 「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すものです。</p> <p>※ 本加算は、利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用（短期利用居宅介護費）が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始した場合に算定することができます。本加算は医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できるものとします。この際、短期利用（短期利用居宅介護費）ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合にあっては、速やかに適当な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取り計らう必要があります。</p> <p>※ 次に掲げる者が、直接、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始した場合には、当該加算は算定できないものです。</p> <p>a 病院又は診療所に入院中の者</p> <p>b 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者</p> <p>c 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者</p> <p>※ 判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録してください。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たった留意事項等を介護サービス計画書に記録してください。</p>	<p>いる いない 該当なし</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>平 18 厚告 126 別表 8 ホ注</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (16) (第 2 の 5 (11) ① 準用)</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (16) (第 2 の 5 (11) ② 準用)</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (16) (第 2 の 5 (11) ③ 準用)</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (16) (第 2 の 5 (11) ④ 準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	※ 7日を限度として算定することとあるのは、本加算が「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受け入れる際の初期の手間を評価したものであるためであり、利用開始後8日目以降の短期利用（短期利用居宅介護費）の継続を妨げるものではないことに留意してください。		平18-0331005 第2の9(16) (第2の5(11)⑤準用)
17 若年性認知症利用者受入加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき800単位を加算していますか。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しません。	いる いない 該当なし	平18厚告126 別表8へ注
	※ 厚生労働大臣が定める基準 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めていること。		平27厚告95 第18号
	※ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行ってください。		平18-0331005 第2の9(17) (第2の3の2(16)準用)
18 栄養アセスメント加算	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算していますか。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しません。	いる いない 該当なし	平18厚告126 別表8ト注
	① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していますか。	いる いない	
	② 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応していますか。	いる いない	
	③ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。	いる いない	
	④ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	いない いる	
	※ 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。		平18-0331005 第2の9(18) (第2の3の2(17)①準用)
	※ 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものです。		平18-0331005 第2の9(18) (第2の3の2(17)②準用)
	※ 栄養アセスメントについては、3月に1回以上、アからエまでに掲げる手順により行ってください。あわせて、利用者の体重については、1月毎に測定してください。 ア 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 イ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。 ウ ア及びイの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。 エ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。		平18-0331005 第2の9(18) (第2の3の2(17)③準用)
	※ 原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しませんが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できます。		平18-0331005 第2の9(18) (第2の3の2(17)④準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p> <p>サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan）、当該決定に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。</p> <p>提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。</p>		平 18-0331005 第 2 の 9 (18) (第 2 の 3 の 2 (17) ⑤準用)
19 栄養改善加算	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき所定単位数を加算していますか。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。</p> <p>① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していますか。</p> <p>② 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していますか。</p> <p>③ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していますか。</p> <p>④ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していますか。</p> <p>⑤ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。</p> <p>※ 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。</p> <p>※ 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものです。</p> <p>※ 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のアからオのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者としてください。</p> <p>ア BMIが18.5未満である者</p> <p>イ 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo（11）の項目が「1」に該当する者</p> <p>ウ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者</p> <p>エ 食事摂取量が不良（75%以下）である者</p> <p>オ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者</p>	<p>いる いない 該当なし</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>平 18 厚告 126 別表 8 ち注</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (19) (第 2 の 3 の 2 (18) ①準用)</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (19) (第 2 の 3 の 2 (18) ②準用)</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (19) (第 2 の 3 の 2 (18) ③準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>なお、次のような問題を有する者については、前記アからオのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する（13）、（14）、（15）のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ 生活機能の低下の問題 ・ 褥瘡に関する問題 ・ 食欲の低下の問題 ・ 閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する（16）、（17）のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ 認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する（18）、（19）、（20）のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する（21）から（25）の項目において、2項目以上「1」に該当する者などを含む。） <p>※ 栄養改善サービスの提供は、以下のアからカまでに掲げる手順を経てなされます。</p> <p>ア 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。</p> <p>イ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を看護小規模多機能型居宅介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>ウ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。</p> <p>エ 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。</p> <p>オ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。</p> <p>カ サービスの提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p>		<p>平18-0331005 第2の9(19) (第2の3の2(18)) ④準用</p>
	<p>※ おおむね3月ごとの評価の結果、栄養改善加算を算定できる利用者のアからオまでのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供します。</p>		<p>平18-0331005 第2の9(19) (第2の3の2(18)) ⑤準用</p>
<p>20 口腔・栄養スクリーニング加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しません。</p> <p>(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位</p> <p>(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表8 り注</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>ウ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>エ 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p> a 栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。</p> <p> b 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。</p> <p>オ 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いない いる</p> <p>いない いる</p> <p>いない いる</p> <p>いない いる</p>	<p>平 27 厚告 95 第 19 号の 2 イ</p>
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 次に掲げる基準（アからウ、エからキ）のいずれかのいずれにも適合すること。</p> <p>ア 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）の ア及びウの基準に適合すること。</p> <p>イ 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。</p> <p>ウ 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>エ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）の イ及びウに掲げる基準に適合すること。</p> <p>オ 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>カ 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。</p> <p>キ 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いない いる</p>	<p>平 27 厚告 95 第 19 号の 2 ロ</p>
	<p>※ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。なお、介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握してください。</p>		<p>平 18-0331005 第 2 の 9 (20) (第 2 の 3 の 2 (19) ① 準用)</p>
	<p>※ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものです。ただし、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、算定することができます。</p>		<p>平 18-0331005 第 2 の 9 (20) (第 2 の 3 の 2 (19) ② 準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供してください。なお、口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングの実施に当たっては、別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）を参照してください。</p> <p>ア 口腔スクリーニング</p> <p> a 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者</p> <p> b 入れ歯を使っている者</p> <p> c むせやすい者</p> <p>イ 栄養スクリーニング</p> <p> a BMIが18.5未満である者</p> <p> b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo. 11の項目が「1」に該当する者</p> <p> c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者</p> <p> d 食事摂取量が不良（75%以下）である者</p>		<p>平18-0331005 第2の9(20) (第2の3の2(19) ③準用)</p>
	<p>※ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施してください。</p>		<p>平18-0331005 第2の9(20) (第2の3の2(19) ④準用)</p>
	<p>※ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できます。</p>		<p>平18-0331005 第2の9(20) (第2の3の2(19) ⑤準用)</p>
<p>2.1 口腔機能向上加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している者として、市長に対し届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。</p> <p>(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位</p> <p>(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18 厚告126 別表8 又注</p>
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 口腔機能向上加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。</p> <p>イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</p> <p>ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>オ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>	<p>いる いない いる いない いる いない いる いない いない いる</p>	<p>平27 厚告95 第75号の2 (第20号イ準用)</p>
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 口腔機能向上加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 口腔機能向上加算（Ⅰ）のAからオまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>いる いない</p>	<p>平27 厚告95 第75号の2 (第20号ロ準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	イ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	いる いない	
	※ 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。		平 18-0331005 第 2 の 9 (21) (第 2 の 3 の 2 (20)) ① 準用)
	※ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者としてください。 ア 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の 3 項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者 イ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の 3 項目のうち、2 項目以上が「1」に該当する者 ウ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者		平 18-0331005 第 2 の 9 (21) (第 2 の 3 の 2 (20)) ③ 準用)
	※ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとします。なお、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合にあっては、加算は算定できません。		平 18-0331005 第 2 の 9 (21) (第 2 の 3 の 2 (20)) ④ 準用)
	※ 口腔機能向上サービスの提供は、以下のアからオまでに掲げる手順を経てなされます。 ア 利用者ごとの口腔機能等の口腔の健康状態を、利用開始時に把握すること。 イ 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 ウ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。 エ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね 3 月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。 オ サービスの提供の記録において利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はないものとする。		平 18-0331005 第 2 の 9 (21) (第 2 の 3 の 2 (20)) ⑤ 準用)
	※ おおむね 3 月ごとの評価の結果、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供します。 ア 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者 イ 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が低下するおそれのある者		平 18-0331005 第 2 の 9 (21) (第 2 の 3 の 2 (20)) ⑥ 準用)
	※ 口腔機能向上サービスの提供に当たっては、別途通知(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」)を参照してください。		平 18-0331005 第 2 の 9 (21) (第 2 の 3 の 2 (20)) ⑦ 準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p> <p>サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成(Plan)、当該計画に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行ってください。</p> <p>提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。</p>		平18-0331005 第2の9(21) (第2の3の2(20) ⑧準用)
22 退院時共同 指導加算	<p>病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後、当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものをいう。))については2回)に限り、600単位を加算していますか。</p>	いる いない 該当なし	平18厚告126 別表8ル注
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 次のいずれかに該当する状態</p> <p>ア 医科診療報酬点数表に掲げる在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態</p> <p>イ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</p> <p>ウ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態</p> <p>エ 真皮を越える褥瘡の状態</p> <p>オ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態</p>		平27厚告94 第53号 (第6号準用)
	<p>※ 退院時共同指導加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護師等が退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後、初回の訪問看護サービスを実施した場合に、1人の利用者当該者の退院又は退所につき1回(厚生労働大臣が定める状態にある利用者について、複数日に退院時共同指導を行った場合には2回)に限り、当該加算を算定できます。この場合の当該加算の算定は、初回の訪問看護サービスを実施した日の属する月に算定してください。</p> <p>なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できます。</p> <p>また、退院時共同指導は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。)を活用して行うことができるものとします。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその看護に当たる者の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>		平18-0331005 第2の9(22) (第2の2(15)①準用)
	<p>※ 2回の当該加算の算定が可能である利用者に対して複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は訪問看護ステーションが退院時共同指導を行う場合にあっては、1回ずつの算定も可能です。</p>		平18-0331005 第2の9(22) (第2の2(15)②準用)
	<p>※ 複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等が退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に対し、他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等における退院時共同指導の実施の有無について確認してください。</p>		平18-0331005 第2の9(22) (第2の2(15)③準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算は算定できません（2回算定できる場合を除く。）。</p> <p>※ 退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護サービス記録書に記録してください。</p>		<p>平 18-0331005 第 2 の 9 (22) (第 2 の 2 (15) ④ 準用)</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (22) (第 2 の 2 (15) ⑤ 準用)</p>
2 3 緊急時対応加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により 2 4 時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問及び計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を必要に応じて行う体制にある場合（訪問については、訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、1 月につき 7 7 4 単位を加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。</p> <p>※ 緊急時対応加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護サービス及び宿泊サービスを受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問及び計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算します。</p> <p>※ 緊急時対応加算については、介護保険の給付対象となる訪問看護サービス又は宿泊サービスを行った日の属する月の所定単位数に加算するものとします。なお当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した場合の当該訪問看護における緊急時訪問看護加算、同月に看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該看護小規模多機能型居宅介護における緊急時対応加算及び同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における 2 4 時間対応体制加算は算定できません。</p> <p>※ 緊急時対応加算は、1 人の利用者に対し、1 か所の事業所に限り算定できます。このため、緊急時対応加算に係る訪問看護サービス又は宿泊サービスを受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護又は緊急時対応加算に係る宿泊を受けていないか確認してください。</p> <p>※ 緊急時対応加算の届出は利用者や居宅介護支援事業所が看護小規模多機能型居宅介護事業所を選定する上で必要な情報として届け出てください。なお、緊急時対応加算の算定に当たっては、届出を受理した日から算定するものとします。</p>	<p>いる いない 該当なし</p> <p>いる いない</p>	<p>平 18 厚告 126 別表 8 ㉗注</p> <p>平 27 厚告 95 第 76 号</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (23) ①</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (23) ②</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (23) ③</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (23) ④</p>
2 4 特別管理加算	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、1 月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</p> <p>(1) 特別管理加算 (I) 500 単位</p> <p>(2) 特別管理加算 (II) 250 単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 特別管理加算 (I) 医科診療報酬点数表に掲げる在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行う場合</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平 18 厚告 126 別表 8 ㉗注</p> <p>平 27 厚告 94 第 54 号イ (第 6 号イ)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 特別管理加算（Ⅱ） 下記の状態にある者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行う場合</p> <p>ア 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</p> <p>イ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態</p> <p>ウ 真皮を越える褥瘡の状態</p> <p>エ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態</p> <p>※ 特別管理加算は、介護保険の給付対象となる看護サービスを行った日の属する月に算定するものとします。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できません。</p> <p>※ 特別管理加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できます。</p> <p>※ 「真皮を越える褥瘡の状態」とは、NPUAP (National Pressure Ulcer of Advisory Panel) 分類Ⅲ度若しくはⅣ度又はDESIGN分類（日本褥瘡学会によるもの）D3、D4若しくはD5に該当する状態をいいます。</p> <p>※ 「真皮を越える褥瘡の状態にある者」に対して特別管理加算を算定する場合には、定期的（1週間に1回以上）に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価（褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット）を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケア（利用者の家族等に行う指導を含む）について看護小規模多機能型居宅介護記録書に記録してください。</p> <p>※ 「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師が点滴注射を週3日以上行うことが必要である旨の指示を看護小規模多機能型居宅介護事業所に行った場合であって、かつ、当該事業所の看護職員が週3日以上点滴注射を実施している状態をいいます。</p> <p>※ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態にある者に対して特別管理加算を算定する場合は、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、主治の医師に対して速やかに当該者の状態を報告するとともに、看護小規模多機能型居宅介護記録書に点滴注射の実施内容を記録してください。</p> <p>※ 訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行うこととします。</p>		<p>平27厚告94第54号口（第6号口、ハ、ニ、ホ）</p> <p>平18-0331005第2の9(24)（第2の2(12)②参照）</p> <p>平18-0331005第2の9(24)（第2の2(12)③参照）</p> <p>平18-0331005第2の9(24)（第2の2(12)④参照）</p> <p>平18-0331005第2の9(24)（第2の2(12)⑤参照）</p> <p>平18-0331005第2の9(24)（第2の2(12)⑥参照）</p> <p>平18-0331005第2の9(24)（第2の2(12)⑦参照）</p> <p>平18-0331005第2の9(24)（第2の2(12)⑧参照）</p>
25 専門管理加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は「特定行為研修」を修了した看護師が、指定看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、1月に1回に限り、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数のいずれかを所定単位数に加算していますか。</p> <p>(1) 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合（悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡の状態にある利用者（重点的な褥瘡管理を行う必要があると認められる利用者（在宅での療養を行っているものに限る。）にあつては真皮までの状態の利用者）又は人工肛門若しくは人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者に行った場合に限る。） 250単位</p> <p>(2) 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合（医科診療報酬点数表の区分番号C007の注3に規定する手順書加算を算定する利用者に対して行った場合に限る。） 250単位</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126別表8カ注</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	※ 厚生労働大臣が定める基準 次のいずれかに該当するものであること。 ア 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されていること。 イ 指定研修機関において、特定行為のうち訪問看護において専門の管理を必要とするものに係る研修を修了した看護師が配置されていること。	いる いない いる いない	平 27 厚告 95 第 76 号の 2
	※ 専門管理加算（１）は、悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡の状態にある利用者（重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる利用者（在宅での療養を行っているものに限る。）にあつては真皮まで状態の利用者）、人工肛門若しくは人工膀胱周囲の皮膚にびらん等の皮膚障害が継続若しくは反復して生じている状態にある利用者又は人工肛門若しくは人工膀胱のその他の合併症を有する利用者に対して、それらの者の主治の医師から交付を受けた訪問看護指示の文書に基づき、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に配置されている次のいずれかの研修を受けた看護師が、定期的（１月に１回以上）に指定看護小規模多機能型居宅介護を行うとともに、当該利用者に係る指定看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行った場合に、月１回に限り算定します。 ア 緩和ケアに係る専門の研修 a 国又は医療関係団体等が主催する研修であること。（６００時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの） b 緩和ケアのための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。 c 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。 (i) ホスピスケア・疼痛緩和ケア総論及び制度等の概要 (ii) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群のプロセスとその治療 (iii) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群患者の心理過程 (iv) 緩和ケアのためのアセスメント並びに症状緩和のための支援方法 (v) セルフケアへの支援及び家族支援の方法 (vi) ホスピス及び疼痛緩和のための組織的取組とチームアプローチ (vii) ホスピスケア・緩和ケアにおけるリーダーシップとストレスマネジメント (viii) コンサルテーション方法 (ix) ケアの質を保つためのデータ収集・分析等について (x) 実習により、事例に基づくアセスメントとホスピスケア・緩和ケアの実践 イ 褥瘡ケアに係る専門の研修 a 国又は医療関係団体等が主催する研修であつて、必要な褥瘡等の創傷ケア知識・技術が習得できる６００時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの b 講義及び演習等により、褥瘡予防管理のためのリスクアセスメント並びにケアに関する知識・技術の習得、コンサルテーション方法、質保証の方法等を具体例に基づいて実施する研修 ウ 人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修 a 国又は医療関係団体等が主催する研修であつて、必要な人工肛門及び人工膀胱のケアに関する知識・技術が習得できる６００時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの b 講義及び演習等により、人工肛門及び人工膀胱管理のための皮膚障害に関するアセスメント並びにケアに関する知識・技術の習得、コンサルテーション方法、質保証の方法等を具体例に基づいて実施する研修		平 18-0331005 第 2 の 9 (25) ①

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 専門管理加算（２）は、特定行為に係る手順書の交付対象となった利用者（医科診療報酬点数表の区分番号C007に掲げる訪問看護指示料の注3を算定する利用者に限る。）に対して、それらの者の主治の医師から交付を受けた訪問看護指示の文書及び手順書に基づき、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に配置されている、指定研修機関において行われる特定行為のうち指定看護小規模多機能型居宅介護において専門の管理を必要とする次の行為に係る研修を修了した看護師が、定期的（１月に１回以上）に指定看護小規模多機能型居宅介護を行うとともに、当該利用者に係る指定看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行った場合に、月１回に限り算定します。なお、手順書について、主治の医師と共に、利用者の状態に応じて手順書の妥当性を検討してください。</p> <p>ア 気管カニューレの交換 イ 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 ウ 膀胱ろうカテーテルの交換 エ 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 オ 創傷に対する陰圧閉鎖療法 カ 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 キ 脱水症状に対する輸液による補正</p>		平18-0331005 第2の9(25)②
26 ターミナルケア加算	<p>在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に訪問看護を行っている場合にあっては、1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の場所で死亡した場合を含む。）は、当該利用者の死亡月につき2,500単位を加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>ア ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、指定訪問看護を行うことができる体制を整備していること。</p> <p>イ 主治の医師との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。</p> <p>ウ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 次のいずれかに該当する状態</p> <p>ア 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態</p> <p>イ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態</p> <p>※ ターミナルケア加算については、在宅又は看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者の死亡月に算定することとされていますが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとします。</p> <p>※ ターミナルケア加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できません。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算は算定できません。</p>	<p>いる いない 該当なし</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>平18 厚告 126 別表 8 Ⅲ注</p> <p>平27 厚告 95 第77号 (第8号準用)</p> <p>平27 厚告 94 第55号 (第8号準用)</p> <p>平18-0331005 第2の9(26) (第2の2(13)①参照)</p> <p>平18-0331005 第2の9(26) (第2の2(13)②参照)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 1の事業所において、死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定してください。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できません。</p> <p>※ ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を看護小規模多機能型居宅介護記録書に記録しなければなりません。</p> <p>ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録</p> <p>イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録</p> <p>ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録 なお、ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応すること。</p> <p>※ ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができるものとします。</p> <p>※ ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めてください。</p>		<p>平18-0331005 第2の9(26) (第2の2(13)③参照)</p> <p>平18-0331005 第2の9(26) (第2の2(13)④参照)</p> <p>平18-0331005 第2の9(26) (第2の2(13)⑤参照)</p> <p>平18-0331005 第2の9(26) (第2の2(13)⑥参照)</p>
27 遠隔死亡診断補助加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号C001の注8(医科診療報酬点数表の区分番号C001-2の注6の規定により準用する場合を含む。)に規定する死亡診断加算を算定する利用者(別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る。)について、その主治の医師の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合は、当該利用者の死亡月につき150単位を加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が配置されていること。</p> <p>※ 遠隔死亡診断補助加算は、連携する保険医療機関において医科診療報酬点数表の区分番号C001の注8(医科診療報酬点数表の区分番号C001-2の注6の規定により準用する場合を含む。)に規定する死亡診断加算を算定する利用者(特別地域に居住する利用者に限る。)について、主治の医師の指示により、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、厚生労働省「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」に基づき、主治の医師による情報通信機器を用いた死亡診断の補助を行った場合に算定します。 なお、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修とは、厚生労働省「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」に基づく「法医学等に関する一定の教育」です。</p>	<p>いる いない 該当なし</p> <p>いる いない</p>	<p>平18厚告126 別表8タ注</p> <p>平27厚告95 第77号の2</p> <p>平18-0331005 第2の9(27)</p>
28 看護体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</p> <p>(1) 看護体制強化加算(I) 3,000単位</p> <p>(2) 看護体制強化加算(II) 2,500単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 看護体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の80以上であること。</p>	<p>いる いない 該当なし</p> <p>いる いない</p>	<p>平18厚告126 別表8レ注</p> <p>平27厚告95 第78号イ</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>イ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時対応加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>ウ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。</p> <p>エ 算定日が属する月の前12月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること。</p> <p>オ 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされていること。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 看護体制強化加算（Ⅱ） 看護体制強化加算（Ⅰ）におけるアからウまでに掲げる基準のすべてに適合すること。</p>	いる いない	平 27 厚告 95 第 78 号口
	<p>※ 看護体制強化加算については、医療ニーズの高い中重度の要介護者が療養生活を送るために必要な居宅での支援に取り組む指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の実績を評価するものです。</p>		平 18-0331005 第 2 の 9 (28) ①
	<p>※ 看護体制強化加算を算定するに当たっては、訪問看護体制減算についての留意事項を準用してください。</p>		平 18-0331005 第 2 の 9 (28) ②
	<p>※ 看護体制強化加算を算定するに当たっては、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護師等が、当該加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得てください。</p>		平 18-0331005 第 2 の 9 (28) ③
	<p>※ 看護体制強化加算を算定するに当たっては、ア、イ及びウの割合並びにエの人数（エについては、看護体制強化加算（Ⅰ）に限る。）について、継続的に所定の基準を維持しなければなりません。なお、その割合又は人数については、台帳等により毎月記録するものとし、所定の基準を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければなりません。</p>		平 18-0331005 第 2 の 9 (28) ④
	<p>※ 看護体制強化加算は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者によって（Ⅰ）又は（Ⅱ）を選択的に算定することができないものであり、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所においていずれか一方のみを届出してください。</p>		平 18-0331005 第 2 の 9 (28) ⑥
	<p>※ 看護体制強化加算については、区分支給限度基準額から控除するものです。</p>		平 18-0331005 第 2 の 9 (28) ⑦
29 訪問体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者の居宅における生活を継続するための指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算として、1月につき1,000単位を加算していますか。</p>	いる いない 該当なし	平 18 厚告 126 別表 8 ソ注
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービス（看護サービスを除く。）の提供に当たる常勤の従業者（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。）を2名以上配置していること。 イ 算定日が属する月における提供回数について、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。 ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって県知事の登録を受けたものに限る。）を併設する場合は、登録者の総数のうち看護小規模多機能型居宅介護費（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者を除く。）を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、看護小規模多機能型居宅介護費（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者を除く。）を算定する登録者に対する延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	平 27 厚告 95 第 78 号の 2
	<p>※ 訪問体制強化加算は、訪問サービス（訪問看護サービスを除く。）を担当する常勤の従業者を2名以上配置する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、当該事業所における全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が1月当たり延べ200回以上である場合に当該加算を算定します。当該加算を算定する場合にあっては、当該訪問サービスの内容を記録してください。</p>		平 18-0331005 第 2 の 9 (29) ①

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	※ 「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、訪問サービスのみを行う従業者として固定しなければならないという趣旨ではなく、訪問サービスも行っている常勤の従業者を2名以上配置した場合に算定が可能です。		平18-0331005 第2の9(29)②
	※ 「訪問サービスの提供回数」は、暦月ごとに、サービス提供が過少である場合の減算と同様の方法に従って算定するものとします。		平18-0331005 第2の9(29)③
	※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を併設する場合は、各月の前月の末日時点（新たに事業を開始し、又は再開した事業所については事業開始（再開）日）における登録者のうち同一建物居住者以外の者（看護小規模多機能型居宅介護費（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者を除く。）をいう。）の占める割合が100分の50以上であって、かつ、上記3つの※の要件を満たす場合に算定するものとします。ただし、「訪問サービスの提供回数」については、同一建物居住者以外の者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行ってください。		平18-0331005 第2の9(29)④
30 総合マネジメント体制強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 (1) 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） 1,200単位 (2) 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） 800単位	いる いない 該当なし	平18 厚告 126 別表 8 ツ注
	※ 厚生労働大臣が定める基準 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。 イ 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。 ウ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。 エ 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。 オ 必要に応じて、多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。 カ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 a 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。 b 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること。 c 地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。 d 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等において、介護予防に資する取組、他のサービス事業所又は医療機関との連携等を行っていること。	いる いない いる いない いる いない いる いない いる いない いる いない いる いない いる いない いる いない	平27 厚告 95 第79号イ
	※ 厚生労働大臣が定める基準 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）のAからUまでに掲げる基準に適合すること。	いる いない	平27 厚告 95 第79号ロ

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 総合マネジメント体制強化加算は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「通い・訪問・宿泊」を柔軟に組み合わせて提供するために、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有等の取組、また、看護小規模多機能型居宅介護が、地域包括ケアの担い手として、地域に開かれたサービスとなるよう、サービスの質の向上を図りつつ、認知症対応を含む様々な機能を発揮し、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進するため、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価するものです。</p> <p>※ 「その他の関係者」とは、保健師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいいます。</p> <p>※ 地域の行事や活動等の例は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録者が住み慣れた地域で生活を継続するために、当該地域における課題を掘り起し、地域住民や市町村等とともに解決する取組（行政や地域包括支援センターが開催する地域での会議への参加、町内会や自治会の活動への参加、認知症や介護に関する研修の実施等） ・ 登録者が住み慣れた地域との絆を継続するための取組（登録者となじみの関係がある地域住民や商店等との関わり、地域の行事への参加等） <p>※ 「地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援」を行うための取組とは、例えば、利用者となじみの関係にある地域住民・商店等の多様な主体との関わり、利用者の地域における役割、生きがいなどを可視化したものを作成し、事業所の従業者で共有していることをいいます。</p> <p>※ 「その他の関係施設」とは、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービス事業所又は居宅介護支援事業所をいいます。また、「具体的な内容に関する情報提供」とは、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が受け入れ可能な利用者の状態及び提供可能な看護サービス（例えば人工呼吸器を装着した利用者の管理）等に関する情報提供をいいます。</p> <p>※ 看護小規模多機能型居宅介護が地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所において提供することができる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行ってください。</p>		<p>平 18-0331005 第 2 の 9 (30) ①</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (30) ② (第 2 の 5 (15) ② 準用)</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (30) ③ (第 2 の 2 (16) ② イ 準用)</p>
3 1 褥瘡マネジメント加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</p> <p>(1) 褥瘡マネジメント加算 (I) 3 単位</p> <p>(2) 褥瘡マネジメント加算 (II) 1 3 単位</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平 18 厚告 126 別表 8 注</p>
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 褥瘡マネジメント加算 (I)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 入所者又は利用者ごとに、施設入所時又は利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価すること。</p> <p>イ アの確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>ウ アの確認の結果、褥瘡が認められ、又はアの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。</p> <p>エ 入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること。</p> <p>オ アの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>平 27 厚告 95 第 71 号の 2 イ</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	※ 厚生労働大臣が定める基準 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）のアからオまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 次のいずれかに適合すること。 a 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）のアの確認の結果、褥瘡が認められた入所者又は利用者について、当該褥瘡が治癒したこと。 b 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）のアの評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者について、褥瘡の発生のないこと。	いる いない いる いない いる いない	平 27 厚告 95 第 71 号の 2 口
	※ 褥瘡マネジメント加算は、褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の共同により、利用者が褥瘡管理を要する要因の分析を踏まえた褥瘡ケア計画の作成（Plan）、当該計画に基づく褥瘡管理の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）とその結果を踏まえた当該計画の見直し（Action）といったサイクルの構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った場合に加算するものです。		平 18-0331005 第 2 の 9 (31) ①
	※ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）は、原則として要介護度 3 以上の利用者全員を対象として利用者ごとに要件を満たした場合に、当該事業所の要介護度 3 以上の利用者全員（褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）を算定する者を除く。）に対して算定できるものです。		平 18-0331005 第 2 の 9 (31) ②
	※ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）のアの評価は、「褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書」（別紙様式 5）を用いて、褥瘡の状態及び褥瘡の発生と関連のあるリスクについて実施してください。		平 18-0331005 第 2 の 9 (31) ③
	※ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）のアの利用開始時の評価は、褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）のアからオまでの要件に適合しているものとして市長に届け出た日の属する月及び当該月以降の新規利用者については、当該者の利用開始時に評価を行うこととし、届出の日の属する月の前月において既に利用している者（以下「既利用者」という。）については、介護記録等に基づき、利用開始時における評価を行ってください。		平 18-0331005 第 2 の 9 (31) ④
	※ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）のアの評価結果等の情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。		平 18-0331005 第 2 の 9 (31) ⑤
	※ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）のウの褥瘡ケア計画は、褥瘡管理に対する各種ガイドラインを参考にしながら、利用者ごとに、褥瘡管理に関する事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項や、利用者の状態を考慮した評価を行う間隔等を検討し、別紙様式 5 「褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書」を用いて、作成してください。なお、褥瘡ケア計画に相当する内容を居宅サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって褥瘡ケア計画の作成に代えることができるものとしますが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにしてください。		平 18-0331005 第 2 の 9 (31) ⑥
	※ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）のエにおいて、褥瘡ケア計画に基づいたケアを実施する際には、褥瘡ケア・マネジメントの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得てください。		平 18-0331005 第 2 の 9 (31) ⑦
	※ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）のオにおける褥瘡ケア計画の見直しは、褥瘡ケア計画に実施上の問題（褥瘡管理の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに実施してください。 その際、PDCAの推進及び褥瘡管理に係る質の向上を図る観点から、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用してください。		平 18-0331005 第 2 の 9 (31) ⑧

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)は、褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たす事業所において、褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の評価の結果、利用開始時に褥瘡が認められた又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、利用開始日の属する月の翌月以降に別紙様式5「褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書」を用いて評価を実施し、当該月に「褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書」に示す持続する発赤(d1)以上の褥瘡の発症がない場合に、所定単位数を算定できるものとします。</p> <p>ただし、利用開始時に褥瘡があった利用者については、当該褥瘡の治癒後に算定できるものとします。</p>		平18-0331005 第2の9(31)⑨
	<p>※ 褥瘡管理に当たっては、事業所ごとに当該マネジメントの実施に必要な褥瘡管理に係るマニュアルを整備し、当該マニュアルに基づき実施することが望ましいものです。</p>		平18-0331005 第2の9(31)⑩
32 排せつ支援加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</p> <p>(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) 10単位 (2) 排せつ支援加算(Ⅱ) 15単位 (3) 排せつ支援加算(Ⅲ) 20単位</p>	いる いない 該当なし	平18厚告126 別表8ナ注
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 排せつ支援加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 入所者又は利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>イ アの評価の結果、排せつに介護を要する入所者又は利用者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者又は利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。</p> <p>ウ アの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに支援計画を見直していること。</p>	いる いない いる いない いる いない	平27厚告95 第71号の3イ
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 排せつ支援加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 排せつ支援加算(Ⅰ)のAからUまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>a 排せつ支援加算(Ⅰ)の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時又は利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。</p> <p>b 排せつ支援加算(Ⅰ)の評価の結果、施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなったこと。</p> <p>c 排せつ支援加算(Ⅰ)の評価の結果、施設入所時又は利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、尿道カテーテルが抜去されたこと。</p>	いる いない いる いない いる いない いる いない	平27厚告95 第71号の3ロ
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 排せつ支援加算(Ⅲ) 排せつ支援加算(Ⅰ)のAからUまで並びに排せつ支援加算(Ⅱ)のイa及びbに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	いる いない	平27厚告95 第71号の3ハ

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	※ 排せつ支援加算は、排せつ支援の質の向上を図るため、多職種の共同により、利用者が排せつに介護を要する要因の分析を踏まえた支援計画の作成（Plan）、当該支援計画に基づく排せつ支援の実施（Do）、当該支援内容の評価（Check）とその結果を踏まえた当該支援計画の見直し（Action）といったサイクルの構築を通じて、継続的に排せつ支援の質の管理を行った場合に加算するものです。		平 18-0331005 第 2 の 9 (32) ①
	※ 排せつ支援加算（Ⅰ）は、原則として要介護度 3 以上の利用者全員を対象として利用者ごとに要件を満たした場合に、当該事業所の要介護度 3 以上の利用者全員（排せつ支援加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定する者を除く。）に対して算定できるものです。		平 18-0331005 第 2 の 9 (32) ②
	※ 本加算は、全ての利用者について、必要に応じ適切な介護が提供されていることを前提としつつ、さらに特別な支援を行うことにより、利用開始時と比較して排せつの状態が改善することを評価したものです。したがって、例えば、利用開始時において、利用者が尿意・便意を職員へ訴えることができるにもかかわらず、職員が適時に排せつを介助できるとは限らないことを主たる理由としておむつへの排せつとしていた場合、支援を行って排せつの状態を改善させたとしても加算の対象とはなりません。		平 18-0331005 第 2 の 9 (32) ③
	※ 排せつ支援加算（Ⅰ）アの評価は、「排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画書」（別紙様式 6）を用いて、以下の（ア）から（エ）について実施します。 （ア） 排尿の状態 （イ） 排便の状態 （ウ） おむつの使用 （エ） 尿道カテーテルの留置		平 18-0331005 第 2 の 9 (32) ④
	※ 排せつ支援加算（Ⅰ）アの利用開始時の評価は排せつ支援加算（Ⅰ）アからウまでの要件に適合しているものとして市長に届け出た日の属する月及び当該月以降の新規利用者については、当該者の利用開始時に評価を行うこととし、届出の日の属する月の前月以前から既に利用している者（以下「既利用者」という。）については、介護記録等に基づき、利用開始時における評価を行ってください。		平 18-0331005 第 2 の 9 (32) ⑤
	※ 排せつ支援加算（Ⅰ）アの評価を医師と連携した看護師が行った場合は、その内容を支援の開始前に医師へ報告することとします。また、医師と連携した看護師が評価を行う際、利用者の背景疾患の状況を勘案する必要がある場合等は、医師へ相談することとします。		平 18-0331005 第 2 の 9 (32) ⑥
	※ 排せつ支援加算（Ⅰ）アの評価結果等の情報の提出については、L I F E を用いて行うこととします。L I F E への提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。		平 18-0331005 第 2 の 9 (32) ⑦
	※ 排せつ支援加算（Ⅰ）イの「排せつに介護を要する利用者」とは、「排尿の状態」若しくは「排便の状態」が「一部介助」若しくは「全介助」と評価される者又は「おむつの使用」若しくは「尿道カテーテルの留置」が「あり」の者をいいます。		平 18-0331005 第 2 の 9 (32) ⑧
	※ 排せつ支援加算（Ⅰ）イの「適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる」とは、特別な支援を行わなかった場合には、（ア）から（エ）の評価が不変又は低下となることが見込まれるものの、適切な対応を行った場合には、（ア）から（エ）の評価が改善することが見込まれることをいいます。		平 18-0331005 第 2 の 9 (32) ⑨
	※ 支援に先立って、失禁に対する各種ガイドラインを参考にしながら、対象者が排せつに介護を要する要因を多職種が共同して分析し、それに基づいて、別紙様式 6 「排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画書」の様式を用いて支援計画を作成します。要因分析及び支援計画の作成に関わる職種は、評価を行った医師又は看護師、介護支援専門員、及び支援対象の利用者の特性を把握している介護職員を含むものとし、その他、疾患、使用している薬剤、食生活、生活機能の状態等に応じ薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等を適宜加えます。 なお、支援計画に相当する内容を居宅サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって支援計画の作成に代えることができるものとしますが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにしてください。		平 18-0331005 第 2 の 9 (32) ⑩

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 支援計画の作成にあたっては、要因分析の結果と整合性が取れた計画を、個々の利用者の特性に配慮しながら個別に作成することとし、画一的な支援計画とならないよう留意してください。また、支援において利用者の尊厳が十分保持されるよう留意してください。</p> <p>※ 当該支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、利用者及びその家族に対し、排せつの状態及び今後の見込み、支援の必要性、要因分析並びに支援計画の内容、当該支援は利用者及びその家族がこれらの説明を理解した上で支援の実施を希望する場合に行うものであること、及び支援開始後であってもいつでも利用者及びその家族の希望に応じて支援計画を中断又は中止できることを説明し、利用者及びその家族の理解と希望を確認した上で行ってください。</p> <p>※ 排せつ支援加算（Ⅰ）における支援計画の見直しは、支援計画に実施上の問題（排せつ支援計画の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに実施してください。 その際、PDCAの推進及び排せつ支援の質の向上を図る観点から、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用してください。</p> <p>※ 排せつ支援加算（Ⅱ）は、排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たす事業所において、利用開始時と比較して、排尿の状態若しくは排便の状態の評価の少なくとも一方が改善し、かつ、いずれにも悪化がない場合又はおむつの使用若しくは尿道カテーテルの留置の評価が改善した場合に、算定できることとします。</p> <p>※ 排せつ支援加算（Ⅲ）は、排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たす事業所において、利用開始時と比較して、排尿の状態若しくは排便の状態の評価の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がなく、かつ、おむつの使用が改善した場合に、算定できることとします。</p> <p>※ 他の事業所が提供する排せつ支援に係るリハビリテーションを併用している利用者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が当該他の事業所と連携して排せつ支援を行っていない場合は、当該利用者を排せつ支援加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）の対象に含めることはできません。</p>		<p>平 18-0331005 第 2 の 9 (32) ⑪</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (32) ⑫</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (32) ⑬</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (32) ⑭</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (32) ⑮</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (32) ⑯</p>
<p>3 3 科学的介護 推進体制加算</p>	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>① 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していますか。</p> <p>② 必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、①に規定する情報その他指定看護小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していますか。</p> <p>※ 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものです。</p> <p>※ 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p> <p>※ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められます。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはなりません。</p> <p>ア 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）。</p> <p>イ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。</p> <p>ウ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。</p> <p>エ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）。</p>	<p>いる いない 該当なし</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>平 18 厚告 126 別表 8 注</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (33) (第 2 の 3 の 2 (21) ①準用)</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (33) (第 2 の 3 の 2 (21) ②準用)</p> <p>平 18-0331005 第 2 の 9 (33) (第 2 の 3 の 2 (21) ③準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
34 生産性向上 推進体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</p> <p>(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表8ム注</p>
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</p> <p> a 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保</p> <p> b 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮</p> <p> c 介護機器の定期的な点検</p> <p> d 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修</p> <p>イ アの取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。</p> <p>ウ 介護機器を複数種類活用していること。</p> <p>エ アの委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。</p> <p>オ 事業年度ごとにア、ウ及びエの取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。</p>	<p>いる いない いる いない いる いない いる いない いる いない いる いない いる いない</p>	<p>平27厚告95 第79号の2 (第37号の3イ準用)</p>
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)アに適合していること。</p> <p>イ 介護機器を活用していること。</p> <p>ウ 事業年度ごとにイ及び生産性向上推進体制加算(Ⅰ)アの取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。</p>	<p>いる いない いる いない いる いない</p>	<p>平27厚告95 第79号の2 (第37号の3ロ準用)</p>
	<p>※ 生産性向上推進体制加算の内容については、別途通知(「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」)を参照してください。</p>		<p>平18-0331005 第2の9(34) (第2の5(19)準用)</p>
	<p>※ 生産年齢人口が減少していく一方、介護需要が増大していく中において、介護人材の確保が喫緊の課題となっています。介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組を推進することが重要です。</p>		<p>令6老高0315 1</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 介護機器について</p> <p>加算（Ⅰ）を算定するに当たっては、以下の①から③の介護機器を全て使用することとし、また、①の機器は全ての居室に設置し（全ての利用者を個別に見守ることが可能な状態をいう。）、②の機器は同一の時間帯に勤務する全ての介護職員が使用してください。</p> <p>加算（Ⅱ）を算定するに当たっては、①から③に掲げる介護機器のうち、1つ以上を使用してください。なお、②の機器は同一の時間帯に勤務する全ての介護職員が使用してください。</p> <p>① 見守り機器 利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。なお、見守り機器を居室に設置する際には、利用者のプライバシーを配慮する観点から、利用者又は家族等に必要な説明を行い、同意を得ることとし、機器の運用については、当該利用者又は家族等の意向に応じ、機器の使用を停止するなどの運用は認められる。</p> <p>② インカム（マイクロホンが取り付けられたイヤホンをいう。）等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネス用のチャットツールの活用による職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器も含む。）</p> <p>③ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器（複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。）</p>		令6 老高 0315 3
	<p>※ 職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減について</p> <p>加算（Ⅰ）を算定するに当たっては、業務内容の明確化や見直しを行い、職員間の適切な役割分担を実施してください。</p> <p>例えば、以下のことが対応として想定されるものですが、委員会において、現場の状況に応じた必要な対応を検討してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負荷が集中する時間帯の業務を細分化し個人に集中することがないよう平準化すること ・ 特定の介護職員が利用者の介助に集中して従事することのできる時間帯を設けること ・ いわゆる介護助手の活用（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ごみ捨て等、利用者の介助を伴わない業務を集中的に実施する者を設けるなどの取組）を行うこと ・ 利用者の介助を伴わない業務の一部を外注すること 		令6 老高 0315 4
	<p>※ 委員会における安全対策の検討及び取組状況の定期的な確認について</p> <p>委員会は、現場職員の意見が適切に反映されるよう、管理者だけでなく、ケアを行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダー等が参画するものとします。</p> <p>委員会では、次の（１）から（４）までの事項について必要な検討を行い、また、委員会は3月に1回以上開催し、当該事項の実施状況を確認し、ケアを行う職員等の意見を尊重しつつ、必要に応じて利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組の改善を図ってください。</p> <p>（１）「利用者の安全及びケアの質の確保」について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 見守り機器等から得られる離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、見守り機器等の導入後の利用者等の状態が維持されているか確認すること。 ② 利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討すること。 ③ 見守り機器を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定時巡回の実施についても検討すること。 ④ 介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護自己又はヒヤリ・ハット事例（介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな事例をいう。）（以下「ヒヤリ・ハット事例等」という。）の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。 <p>（２）「職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」について</p> <p>実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、介護機器等の導入後における次の①から③までの内容をデータ等で確認し、適切な人員配置や処遇の改善の検討等が行われていること。</p>		令6 老高 0315 5

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>① ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無</p> <p>② 職員の負担が過度に増えている時間帯の有無</p> <p>③ 休憩時間及び時間外勤務等の状況</p> <p>(3) 「介護機器の定期的な点検」について 次の①及び②の事項を行うこと。</p> <p>① 日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設けること。</p> <p>② 使用する介護機器の開発メーカー等と連携し、定期的に点検を行うこと</p> <p>(4) 職員に対する研修について 介護機器の使用法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。 また、加算（Ⅰ）を算定するに当たっては、上記に加え、職員間の適切な役割分担による業務の効率化等を図るために必要な職員研修等を定期的実施すること。</p>		
35 サービス提供体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については1月につき、(2)については1日につき、次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</p> <p>(1) 看護小規模多機能型居宅介護費を算定している場合</p> <p>ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 750単位</p> <p>イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 640単位</p> <p>ウ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 350単位</p> <p>(2) 短期利用居宅介護費を算定している場合</p> <p>ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 25単位</p> <p>イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 21単位</p> <p>ウ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 12単位</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表8ウ注</p>
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、看護小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。</p> <p>イ 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は看護小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。</p> <p>ウ 次のいずれかに適合すること。</p> <p>a 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者（保健師、看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。</p> <p>b 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者（保健師、看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。</p> <p>エ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いない いる</p>	<p>平27厚告95 第80号イ</p>
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者（保健師、看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）のア、イ及びエに該当するものであること。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>平27厚告95 第80号ロ</p>
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 次のいずれかに適合すること。</p> <p>a 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者（保健師、看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護</p>	<p>いる いない</p>	<p>平27厚告95 第80号ハ</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>福祉士の占める割合が100分の40以上であること。</p> <p>b 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。</p> <p>c 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>イ サービス提供体制強化加算（I）のア、イ及びエに該当するものであること。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	
	<p>※ 研修について、看護小規模多機能型居宅介護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、看護小規模多機能型居宅介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければなりません。</p>		<p>平18-0331005 第2の9(35) (第2の5(20)①参照 第2の2(20)①準用)</p>
	<p>※ 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は看護小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の全てが参加するものでなければなりません。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができます。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要があります。</p> <p>また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のADLや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家庭環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 		<p>平18-0331005 第2の9(35) (第2の5(20)①参照 第2の2(20)②準用)</p>
	<p>※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとします。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となるものです。</p> <p>なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者としてください。</p>		<p>平18-0331005 第2の9(35) (第2の5(20)①参照 第2の2(20)④準用)</p>
	<p>※ 前年度の実績が6月に満たない事業所の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければなりません。</p>		<p>平18-0331005 第2の9(35) (第2の5(20)①参照 第2の2(20)⑤準用)</p>
	<p>※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。</p>		<p>平18-0331005 第2の9(35) (第2の5(20)①参照 第2の2(20)⑥準用)</p>
	<p>※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。</p>		<p>平18-0331005 第2の9(35) (第2の5(20)①参照 第2の2(20)⑦準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に係る常勤換算にあつては、利用者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれますが、請求事務等介護に関与しない業務を除く。）に従事している時間を用いても差し支えありません。</p>		平 18-0331005 第 2 の 9 (35) (第 2 の 5 (20) ②参 照)
3 6 介護職員等 処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算 (I) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の 1 0 0 0 分の 1 4 9 に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算 (II) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の 1 0 0 0 分の 1 4 6 に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算 (III) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の 1 0 0 0 分の 1 3 4 に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の 1 0 0 0 分の 1 0 6 に相当する単位数</p>	いる いない 該当なし	平 18 厚告 126 別表 8 ル注 1
	<p>令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の 1 0 0 0 分の 1 3 2 に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の 1 0 0 0 分の 1 2 1 に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の 1 0 0 0 分の 1 2 9 に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の 1 0 0 0 分の 1 1 8 に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員等処遇改善加算 (V) (5) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の 1 0 0 0 分の 1 0 4 に相当する単位数</p> <p>(6) 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の 1 0 0 0 分の 1 0 1 に相当する単位数</p> <p>(7) 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の 1 0 0 0 分の 8 8 に相当する単位数</p> <p>(8) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の 1 0 0 0 分の 1 1 7 に相当する単位数</p> <p>(9) 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の 1 0 0 0 分の 8 5 に相当する単位数</p> <p>(10) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の 1 0 0 0 分の 7 1 に相当する単位数</p>	いる いない 該当なし	平 18 厚告 126 別表 8 ル注 2

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>(11) 介護職員等処遇改善加算(V) (11) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の1000分の89に相当する単位数</p> <p>(12) 介護職員等処遇改善加算(V) (12) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の1000分の68に相当する単位数</p> <p>(13) 介護職員等処遇改善加算(V) (13) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の1000分の73に相当する単位数</p> <p>(14) 介護職員等処遇改善加算(V) (14) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の1000分の56に相当する単位数</p>		
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 介護職員等処遇改善加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>a 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>b 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>平27厚告95 第81号 (第48号イ準用)</p>
	<p>※ 月額賃金改善要件I (月給による賃金改善) 新加算IVの加算額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「基本給等」という。)の改善に充てること。また、事業所等が新加算IからⅢまでのいずれかを算定する場合にあつては、仮に新加算IVを算定する場合に見込まれる加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てること。</p> <p>なお、加算を未算定の事業所が新規に新加算IからⅣまでのいずれかを算定し始める場合を除き、本要件を満たすために、賃金総額を新たに増加させる必要はない。したがって、基本給等以外の手当又は一時金により行っている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、本要件を満たすこととして差し支えない。また、既に本要件を満たしている事業所等においては、新規の取組を行う必要はない。ただし、この要件を満たすために、新規の基本給等の引上げを行う場合、当該基本給等の引上げはベースアップ(賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること)により行うことを基本とする。</p> <p>月額賃金改善要件Iについては、令和6年度中は適用を猶予する。そのため、令和6年度の新加算の算定に当たり、本要件を満たす必要はないが、令和7年度以降の新加算の算定に向け、計画的に準備を行う観点から、令和6年度の処遇改善計画書においても任意の記載項目として月額での賃金改善額の記載を求めることとする。</p>		<p>令6老0315 3(1)①</p>
	<p>※ キャリアパス要件IV (改善後の年額賃金要件) 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額(新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。)が年額440万円以上であること(新加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く)。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であつて、合理的な説明がある場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合 ・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合 <p>さらに、令和6年度中は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円(賃金改善実施期間における平均とする。)以上の職員を置くことにより、上記の要件を満たすこととしても差し支えない。</p>		<p>令6老0315 3(1)⑥</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>イ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。</p> <p>ウ 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。</p> <p>エ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>オ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>カ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>平27厚告95 第81号 (第48号イ準用)</p>
	<p>※ 月額賃金改善要件Ⅱ（旧ベースアップ等加算相当の賃金改善） 令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までの間において、新規に新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合には、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定し、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加する事業年度において、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合には見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施しなければならない。その際、当該基本給等の引上げは、ベースアップにより行うことを基本とする。また、令和6年5月以前に旧3加算を算定していなかった事業所及び令和6年6月以降に開設された事業所が、新加算ⅠからⅣまでのいずれかを新規に算定する場合には、月額賃金改善要件Ⅱの適用を受けない。</p> <p>本要件の適用を受ける事業所は、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定した年度の実績報告書において、当該賃金改善の実施について報告しなければならない。したがって、例えば、令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所であって、令和6年6月から新加算Ⅰを算定した事業所は、令和6年6月から旧ベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施し、令和6年度の実績報告書で報告しなければならない。</p> <p>また、同様の事業所が、令和6年6月から新加算Ⅴ（1）（旧ベースアップ加算相当の加算率を含まない）を算定し、令和7年4月から新加算Ⅰを算定する場合は、令和7年4月から旧ベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施し、令和7年度の実績報告書で報告しなければならない。</p> <p>なお、実績報告書においては、事業者等の事務負担を軽減する観点から、月額賃金改善要件Ⅱの判定に用いる旧ベースアップ等加算に相当する加算額は、新加算ⅠからⅣまでのそれぞれの加算額に、別に掲げる新加算ⅠからⅣまでの加算率と旧ベースアップ等加算の加算率の比（小数第4位以下を切捨て）を乗じて算出した額とする。</p>		<p>令6老0315 3(1)②</p>
	<p>キ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>c 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>d cについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>e 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>f eについて書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>平27厚告95 第81号 (第48号イ準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等） 次のアからウまでを全て満たすこと。</p> <p>ア 介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>イ アに掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。</p> <p>ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記ウの要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに上記ア及びイの定めを整備を行うことを誓約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件Ⅰを満たすものとして取り扱っても差し支えない。ただし、必ず令和7年3月末までに当該定めの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。</p>		令6老0315 3(1)③
	<p>※ キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等） 次のア及びイを満たすこと。</p> <p>ア 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。</p> <p>b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。</p> <p>イ アについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>また、令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに上記アの計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件Ⅱを満たすものとして取り扱っても差し支えない。ただし、必ず令和7年3月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。</p>		令6老0315 3(1)④
	<p>※ キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等） 次のア及びイを満たすこと。</p> <p>ア 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること。</p> <p>a 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。</p> <p>b 資格等に応じて昇給する仕組み 介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p>c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p> <p>イ アの内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記イの要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに上記アの仕組みの整備を行うことを誓約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件Ⅲを満たすものとして取り扱っても差し支えない。ただし、必ず令和7年3月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。</p>		令6老0315 3(1)⑤
	<p>ク イの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p>	いる いない	平27厚告95 第81号 (第48号イ準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>ケ クの処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p>	<p>いる いない</p>	
	<p>※ 職場環境等要件（令和7年度以降の要件）</p> <p>令和7年度以降に新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合は、下記に掲げる処遇改善の取組を実施すること。</p> <p>その際、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、下記の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、上記の区分ごとに1以上を実施すること。</p> <p>また、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、同表中「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち3以上の取組（うち⑰又は⑱は必須）を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち2つ以上の取組を実施すること。</p> <p>ただし、生産性向上推進体制加算を算定している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、⑳の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。</p> <p>また、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、新加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。</p>		<p>令6老0315 3(1)⑧</p>
	<p>※ 処遇改善の取組（令和7年度以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入職促進に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ① 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ② 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者、有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ④ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施 ・ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦ エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保 ・ 両立支援・多様な働き方の推進 <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪ 有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に1回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている ⑫ 有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている ・ 腰痛を含む心身の健康管理 <ul style="list-style-type: none"> ⑬ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑭ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員 		<p>令6老0315 別紙1 表5-1</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑮ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑯ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 ・ 生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組 ⑰ 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている ⑱ 現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲ 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑ 介護ソフト（記録、情報共有、請求業務軽減が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒ 介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓ 業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。 ㉔ 各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施 ・ やりがい・働きがいの醸成 ㉕ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉖ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 		
	<p>※ 職場環境等要件（令和6年度の経過措置）</p> <p>上記の職場環境等要件の見直しについては、令和6年度中は適用を猶予する。したがって、令和6年度中の職場環境等要件としては、下記に掲げる職場環境等の改善に係る取組を実施し、その内容を全ての介護職員に周知すること。</p> <p>その際、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、下記の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、別紙の取組のうち1以上を実施すること。</p> <p>また、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目を「事業所の特色」欄で選択すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。</p>		<p>令6老0315 3(1)⑧</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 処遇改善の取組（令和6年度中）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入職促進に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ① 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ② 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ④ 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施 ・ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦ エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保 ・ 両立支援・多様な働き方の推進 <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪ 有給休暇が取得しやすい環境の整備 ⑫ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ・ 腰痛を含む心身の健康管理 <ul style="list-style-type: none"> ⑬ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ⑭ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 ⑯ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 ・ 生産性向上のための業務改善の取組 <ul style="list-style-type: none"> ⑰ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ⑱ 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化 ⑲ 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 ⑳ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 ・ やりがい・働きがいの醸成 <ul style="list-style-type: none"> ㉑ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉒ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉓ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉔ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 	<p>いる いない</p>	<p>令6老0315 別紙1 表5-2</p>
	<p>コ 看護小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。</p>	<p>いる いない</p>	<p>平27厚告95 第81号 (第48号イ準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	※ キャリアパス要件V（介護福祉士等の配置要件） サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的には、新加算等を算定する事業所又は併設する本体事業所においてサービス類型ごとにサービス提供体制強化加算の届出を行っていること。		令6老0315 3(1)⑨
	※ 厚生労働大臣が定める基準 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）のAからケまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。	いる いない 該当なし	平27厚告95 第81号 （第48号口準用）
	※ 厚生労働大臣が定める基準 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）のAa及びイからクまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。	いる いない 該当なし	平27厚告95 第81号 （第48号ハ準用）
	※ 厚生労働大臣が定める基準 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）のAa、イからカまで、キaからdまで及びクに掲げる基準のいずれにも適合すること。	いる いない 該当なし	平27厚告95 第81号 （第48号ニ準用）
	※ 厚生労働大臣が定める基準 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）～（14） 右記参考を確認してください。		平27厚告95 第81号 （第48号ホ～ソ準用）
	※ 介護職員等処遇改善加算（以下「旧処遇改善加算」という。）、介護職員等特定処遇改善加算（以下「旧特定加算」という。）及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧ベースアップ等加算」という。以下、旧処遇改善加算、旧特定加算、旧ベースアップ等加算を合わせて「旧3加算」という。）の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」という。）への一本化を行っています。		令6老0315 1
	※ 新加算の施行に当たっては、賃金規程の見直し等の事業者の事務負担に配慮し、令和6年度中は経過措置期間を設けることとします。 具体的には、月額賃金改善要件Iと、職場環境等要件の見直しについては、令和6年度中は適用を猶予します。また、キャリアパス要件Iからキャリアパス要件Ⅲまでについても、令和6年度中に賃金体系等を整備することを誓約した場合に限り、令和6年度当初から要件を満たしたこととして差し支えありません。 さらに、一本化施行前の令和6年5月31日時点で旧3加算の全部又は一部を算定している場合には、旧3加算の算定状況に応じた経過措置区分として、令和6年度末までの間、それぞれ新加算V（1）～（14）を算定できることとします。		令6老0315 2(2)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※ 新加算等を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある介護職員（介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することとする。以下同じ。）に重点的に配分することとしますが、介護サービス事業者等の判断により、介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認めることとします。</p> <p>ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみ賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行ってはなりません。</p> <p>※ 介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照してください。</p>		平18-0331005 第2の9(36) (第2の2(21)準用)
第8 その他			
1 介護サービス情報の公表	<p>その提供する介護サービスに係る介護サービス情報を、当該介護サービスを提供する事業所の所在地を管轄する県に報告していますか。</p> <p>※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円を超えるサービスが対象です。</p>	いる いない	法第115条の35 第1項 施行規則 第140条の44
2 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>① 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 届出年月日 [年 月 日] 法令遵守責任者 [職名] [氏名]</p> <p>※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容</p> <p>◎ 事業所の数が20未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備届出事項：法令遵守責任者 ・ 届出書記載事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 <p>◎ 事業所の数が20以上100未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・ 届出書記載事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 <p>◎ 事業所の数が100以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・ 届出書記載事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要 <p>② 業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。</p> <p>③ 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。</p> <p>※ 行っている具体的な取組（例）のアから力を○で囲むとともに、力については、その内容を御記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 介護報酬の請求等のチェックを実施 イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取っている ウ 利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている エ 業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している オ 法令遵守規程を整備している カ その他（ ） <p>④ 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>法第115条の32 第1項、2項</p> <p>施行規則 第140条の39、 第140条の40</p>